

三十二年現行法は制定されましたが、その普及率を見るに給食を受けている者は、夜間課程生徒約四十万人のわずかに二〇％にすぎません。従いまして、別に学校給食法を根本的に改める提案を行ないましたが、この際、本制度における給食についても、その普及を一そう促進するために、現行法の一部に必要な改正を加えることを適当と考え、本法律案を提案した次第であります。

改正のおもな点は、夜間学校給食の施設設備費の二分の一、学校給食費の十分の八を国庫から補助することとする。ただし、給食費の補助については、昭和三十七年度及び昭和三十八年度に限り、法律で定める別の補助率とすること、などでありま。なお、この法律の施行日は昭和三十七年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませすようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

昭和三十三年に制定されました現行法の趣旨は、特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部における教育が義務制並みに扱われることが適当であり、学校給食についても同様の措置をすべきものとされたところにあるものと考えられます。翻って、本法に基づく給食の実施状況を見ますと、約九千名の幼児及び生徒のうち、約四〇％のものが給食を受

けているにすぎません。従いまして、別に学校給食法を根本的に改める提案を行ないましたが、この際、本制度における給食についても、その普及を一そう促進するために、現行法の一部に必要な改正を加えることを適当と考え、本法律案を提案した次第であります。

改正のおもな点は、特殊教育諸学校における学校給食の施設設備費の二分の一、学校給食費の十分の八を国庫から補助することとする。ただし、給食費の補助については、昭和三十七年度及び昭和三十八年度に限り、法律で定める別の補助率とすること、などでありま。なお、この法律の施行日は昭和三十七年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませすようお願い申し上げます。

以上、三法律案について提案理由を申し述べました。よろしく御願ひいたします。

○委員長(平林剛吉) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案及び公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案の両案を議題とし、発議者より趣旨説明を聴取いたします。

○千葉千代世君 ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表してその提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

去る第二十四回国会におきまして、参議院文教委員会の提案にかかる公立養護学校整備特別措置法が成立いたしました以来、地方公共団体による養護

学校の設置が漸次進展し、同法制定の当時、わずかに六校であった養護学校が本年四月現在四十七校を数えるに至りました。しかしながら、その収容人員はいまだ四千九百人の少数にとどまり、これを学齢にある特殊児童生徒のうち養護学校に就学すべき該当者の推計二十六万余人に比しますれば、まことに微々たる現状と申さねばなりません。昨年度文部省予算では肢体不自由者養護学校六校分が計上されましたが、そのうち設立されたのはわずかに三校であつたことを見ましても、一方では小児麻痺対策が大きく世論化されつつあるから、教育施設の整備について、地方公共団体の一そうの努力を要請しなければならぬ段階であります。さらにまた昨年五月一日現在の学齢児童生徒のうち、精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者の推計は実に百六十六万人に達しており、これらのうちすでに養護学校に就学中の者及び就学猶予者、就学免除者等を除きましても、一般の義務教育諸学校に就学している学齢特殊児童生徒の数は優に百万人をこえるものと推定されるのであります。劣弱な心身を持つ特殊児童生徒が、その体力知能に適應しない教育を施されることによつてこうむる甚大な不幸は、彼らの生涯を通じて、ぬぐい去ることのできない結果を招きますのはむろんのこと、他面、一般正常児に対する教育効率の上に及ぼす影響もまた僅少にとどまらないことが容易に察知されます。

近時、特殊学級設置について社会の関心が次第に高まり、保護者においてもその必要性に対する理解が深まりつつありますことは、まことに喜ぶべき傾向でございます。中学校の特殊学級におきましては、個々の生徒の能力に適應した職業指導を行なうことによつて、社会人としての彼らの将来に光明を点じ、着々その成果を上げておりますことも、特に注目すべき事実でございます。しかるに、学校教育法第七十五条には特殊学級を置くことができるとなつておりますために、公立の小学校及び中学校における特殊学級の設置はなお遅々として進まず、昭和三十一年度におけるその学級数は小学校においては二千二十九学級、二万四千四百一人、中学校においては九百九学級、一万四千四百一十一人でありまして、それぞれ総校数に対する比率は小学校八・九％、中学校七・四％の低きにすぎません。教育基本法にうたわれております教育の機会均等の趣旨を尊重し、真の人間愛に立脚して教育の本質に思いをいたしますならば、これらの学齢特殊児童生徒のため、すみやかに養護学校及び特殊学級を設置して、その心身に適合した教育を施しますことが、国家社会に課せられました大きな責務であることを痛感いたします。

以上申し述べました理由により、この法律案は、学校教育法に所要の改正を行なうとするものでありまして、改正の第一は、養護学校における就学義務及び都道府県の養護学校の設置義務に関する規定を昭和四十四年四月一日から施行するものとし、それまでの経過措置として、都道府県は政令の定めるところにより、最低一つの養護学校を設置しなければならぬこととしたこととあります。改正の第二は、特殊学級の定義を明らかにするとともに、小学校及び中学校の特殊学級につ

いては、昭和四十六年四月一日から設置することを、市町村に対して義務づけることと、経過措置として、市にあっては昭和三十七年四月一日から、町村にあっては昭和四十四年四月一日から、政令の定めるところにより、その区域内の小学校及び中学校のそれぞれ一つ以上に、特殊学級を置かなければならないことを規定したこととあります。なお、それぞれの学校に該当者少数等のため設置不可能、または不適当と認められるときは、市町村における統合設置を認めるとともに、学校教育法第三十一条によつて、他の市町村、市町村学校組合に対し教育事務を委託することができるとを前提として立案しております。

以上がこの改正案の主要点であります。なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

次に、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案につきまして御説明いたします。

さきに、学校教育法の一部を改正する法律案の提案理由として申した述べました通り、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱その他心身に故障のある児童生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興し、これらの児童をばはかることが重要な課題であることを痛感いたします。ゆえに、ここにあわせて本法律案を提出いたす次第でございます。

法案は、第一に、国はその任務として、公立の小学校及び中学校における特殊学級教育の振興をはかるように努

いては、昭和四十六年四月一日から設置することを、市町村に対して義務づけることと、経過措置として、市にあっては昭和三十七年四月一日から、町村にあっては昭和四十四年四月一日から、政令の定めるところにより、その区域内の小学校及び中学校のそれぞれ一つ以上に、特殊学級を置かなければならないことを規定したこととあります。なお、それぞれの学校に該当者少数等のため設置不可能、または不適当と認められるときは、市町村における統合設置を認めるとともに、学校教育法第三十一条によつて、他の市町村、市町村学校組合に対し教育事務を委託することができるとを前提として立案しております。

以上がこの改正案の主要点であります。なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

次に、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案につきまして御説明いたします。

さきに、学校教育法の一部を改正する法律案の提案理由として申した述べました通り、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱その他心身に故障のある児童生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興し、これらの児童をばはかることが重要な課題であることを痛感いたします。ゆえに、ここにあわせて本法律案を提出いたす次第でございます。

法案は、第一に、国はその任務として、公立の小学校及び中学校における特殊学級教育の振興をはかるように努

めるとともに、地方公共団体に對し、特殊學級教育の振興に關する総合計画の樹立、教育内容及び方法の改善、施設設備の整備充実、特殊學級教育に從事する教員の現職教育または養成の計画の樹立とその実施等の諸施策を奨励しなければならぬことを規定いたしました。

第二に、地方公共団体は、特殊學級教育の特殊性に基づき、公立の小学校及び中学校において特殊學級教育に從事する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講ずべきことを規定いたしました。第三に、国は、特殊學級を置く小学校または中学校の設置者である地方公共団体に對し、特殊學級教育に必要な施設及び設備で政令で定めるものに要する経費の五分の四を最高として補助することとし、その補助率を、昭和四十年三月三十一日まで漸次増加させるように定めました。なお、この法律は昭和三十七年四月一日から施行することとしたしてあります。

以上がこの法律案の内容の概略でございますが、申すまでもなく、この法律案は、さきに御説明いたしました学校教育法の一部を改正する法律案と表裏一体、密接不離の關係に立つものでございます。何とぞ以上の二法案をあわせて、十分御審議の上、すみやかに御賛同下さいましたようお願いいたします。

○委員長(平林剛君) ただいま趣旨説明を聴取いたしました各法律案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、愛媛県の教育行政に關する件を議題として調査を進めます。

質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 先般、参考人四人の方においていただいた口述をしていただき、調査いたしましたわけでありましたが、その速記録に基づいて、若干文部大臣並びに文部省当局にお伺いしたいと思ひます。

文部大臣にまずお伺いしたいことは、本委員会における数度にわたる私の質疑並びに先般の参考人の口述並びにそれに基づく質疑応答を通じて、愛媛県の教育界に正常でない、好ましくない雰囲気があると申したわけであつたこと、このことは御認識いただいたことかと思ひますが、いかがでございますか、お伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 参考人の口述は私も一通り承りまして、いろいろお話をされたところがあつたように思ひます。

○矢嶋三義君 教えられたことというのはどういふことでありますか。ともかく県教育長さん、地方教育委員会の委員さん、それから教員二名、四人の方においていただいたわけですが、あの口述とその質疑応答を通じて、教育の振興上望ましくない、好ましくない雰囲気、愛媛県の教育界にある、ただよつてゐる、これは何とかせよならぬといふような御認識を大臣は持たれたことかと思ひますので、お伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 何とかせねばならないと思ひますが、さうでない部分とあつたように思ひますが、さらに、今後の実情調査に待たねばならぬ部分もあつたかに承知いたしました。いずれにしましても、教育が正常

に行なわれることが念願でございますから、さらに、速記録等も私自身も検討いたしました上、善処したいと思つております。

○矢嶋三義君 この問題は長きにわたる問題でございますので、文部省からも調査していただいて、二回にわたつて本委員会に資料として調査結果の報告を求めておきます。従つて、先般の参考人の意見聴取に基づいてあなたの方では御検討いただいたことと思ひます。従つて、ただいま文部大臣が、こつちの面もあつた面もあつたといふことでありますが、たとへば具体的にどういふ点を大臣としてどういふ認識を持たれたか、御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一々記憶しておりましたので、もつと調査しまして答へさせていただきます。

○矢嶋三義君 この段階になつて調査して云々とは何事ですか、大臣。あれでもかく雰囲気として好ましくないといふことが大臣としてはお気づきになりませんか。四十六都道府県の教育界が、愛媛のあつた雰囲気になつてもやむを得ないといふようなお感じを受けたですか。それとも、事の經過その他はともかくとして、結果として非常に愛媛県の教育振興上好ましくない雰囲気、現在愛媛県の教育界をおおつてゐるという御認識に立たれてゐるかというのを私は具体的に一般論を聞いてゐるのです。それに対して、大臣としては判断をいづれかになさると思ひます。それをほかされるから、そこで具体的にどうですかと言つと、具体的にはお答えなさらない。

い。それでは無責任ではありませんか。再度伺ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 参考人の陳述は相当長い時間にわたつてなされたのでありまして、今私は正確に一々覚えておりませんので、その意味で申し上げたのであります。もとより組合運動は各人の自由であります。また教育の研修等をなすこともまた自由であります。その自由の立場に立つて教職員組合にしろ、もう一つの団体は何と言ひましたか、正確な名前を忘れませんが、研修が行なわれましよう、それも自由であります。その間に何らかの、ことさらなる人為的な自由を阻害するやうなことがありとするならば、さういふことは好ましくない、こゝろ感いたしました。

○矢嶋三義君 この段階になつては一般論、抽象論では意味をなさないので、私はさきのうの理事さんの特に要請に基づいて短時間に質問を終わりたいと思つて今のやうな質問からスタートしたのですが、さういふことであります。これ繰り返して参らなかります。若干時間が延びることを委員長御了承いただきたいと思ひます。(「反対」と呼ぶ者あり) 反対と言つてもわからないじゃないですか、内容がわからないじゃないですか。

○委員長(平林剛君) 委員長・理事間の申し合わせもありますから、質問をお続け下さい。

○矢嶋三義君 相手の答弁次第ですよ、この問題を説明するのが問題です。私はさき申し上げましたやうに、うちの理事さんの意向を体して、それに沿つてはやりませうけれども、大

臣の方の御答弁を注意していただきたいと思います。

まず、愛媛県の教育研究協議会には二十五万円補助金を出してゐる。その研究協議会には教職員組合員であること的身分では、教職員組合員としては教育研究協議会に入れない、さういふことではないんでしようかね。私はあの日も指摘いたしました。昨年の十二月、本院の決算委員会でも内藤初局長に伺ひました。教育研究協議会には国から補助金を出してゐるが、これはどういふものか、これは純然たる教育研究団体、従つてその研究団体には教職員組合員であつてもなからうが、自由に加盟できるものでなければならぬ、それが好ましいのだ、さういふ答弁をされました。私はもつとまだと言つて、それで了承したわけですが、大臣の見解いかがです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点は、私は研究団体を作ることには自由であり、またその研究団体がいかなる規約を設けるかも、これまた自由であると理解いたします。

○矢嶋三義君 それならば、私の熊本県に教育研究団体ができる、私の県はほとんど全員近い人が教職員組合に籍を置いてゐます。その先生方を対象にして研究団体を作つた場合に、文部省が補助金を出す場合に、教職員組合にあるものは、その補助金を受ける研究団体に入れないのだ、さういふ条件があつて、国の補助金を出されまうか、それでは補助金の出し方は間違つてゐると思ひます。どうですか、大臣。補助金を受けてなければ勝手ですよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省が
そういうものを作るという事は事実
問題としてあり得ないと思ひますが、
かりにそういうことを考えるとして
も、そういう場合、文部省自身が組合
員であつてはいけないなどという規則
を作ることは出来ないと思ひます。

○矢嶋三義君 愛媛県当局の申請に基
づいて補助金を出しているのによし
う。その補助金を受けた団体は、内藤
局長が答弁したように、組合員であ
るがなからうが、文部省の補助金を受
けて研究する機会に關与できるように
なつていなければ、教職員組合員は
これを排除するといふような条件があ
るのでは、国の補助金を出すのは私は
妥當でないと思ふ。だから国の補助金
を切るか、出すならば、これは純然た
る教育を研究するといふ気持の人なら
ば、それは教員組合に入つていようと
入つていなくとも受け入れて、ともに
研究することが望ましいといふぐら
いな見解は文部省あたりは當然持つべ
きだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは理
論的には、私は愛媛県の研究団体のよ
うな規約を作らうとそうでなからう
と、団体を作るものの自由だろと思
ひます。目的が教育について研究をす
る団体である限りにおいては、補助金
を出すことは私は當然の処置であらう
と思ひます。

○矢嶋三義君 それならば補助金を出
すべきじゃないでしよう、国は、二十
五万円という補助金が出ておるが、
實際面においては組合員は差別待遇を
受けてゐるんじゃないですか。地公法
五十六條違反じゃないですか。どうい
うわけで、そういう運営をするのに国

は補助金を出すんですか。憲法並びに
地公法違反ですよ。だから、補助金を
受けていなければ、愛媛の教育研究協
議会が自主的にどんなことをやろうと
自由ですよ、それは、国は補助金を出
してゐるのです。そうすると憲法上、
法律上、當然組合結成の自由のある先
生方が組合員であるために、その団体
に入れないとするならば、これは重大
な問題じゃないですか。これは法律を
勉強された大臣、御理解にならないと
いふのは不思議ですね。明快でしょ
う。だから、あなたの見解ならばです
ね、愛媛県教育研究協議会がやつてお
るのは、勝手にやつておるのだから自
由だといふならば、国の補助金を出す
べきじゃないですよ。はつきりお答え
願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点
は、私は組合運動に対しては補助金
を出すわけじゃないから、教育
に關する研究団体でございますなら
ば、それに対する補助金を出すこと
は、私は妥當だと思ひます。その団体
の規約それ自体がどうきめられるか
は、それは団体の自由であらうと思
ひます。私は憲法に基づいての法律論と
いふ立場からいきましても、理論とし
て私はそういうものじゃないからうか
と思ひます。

○委員長(平林剛君) なるべく一つ、
発言を指名された方が御発言を願ひま
す。

○矢嶋三義君 いや、そんなことでは
私はちょっとひど過ぎると思ひます
ね。では、あなたの方の補助金はだ
ね、愛媛県の先生方に教育を研究するた
めに出すんですよ。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん
ん、それでございます。

○矢嶋三義君 それであなたはだ
ね、組合員に入つておる方が入つていま
い、その補助金の恩恵を受けて、研究
の機会に恵まれるようにあつてほしい
と、それが望ましいという見解はとれ
るでしよう。とるべきでしよう。どう
ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先生はだ
れでも研究をしてもらいたいと思ひま
す。

○矢嶋三義君 いや、私の質問してい
ることにヒントを合わせて下さい。あ
なたは補助金を出すにあつては、愛
媛県の先生方は皆さん、この補助金を
活用して研究の機会に恵まれ
てほしい、研究してほしいという期待
と念願のもとに補助金を出されるん
でしよう。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん
ん、それでございます。

○矢嶋三義君 だとすればですね、教
職員組合なるがゆゑにその二十五万円
と無関係、ノータッチにさせられると
いふことはですね、文部省から見ても
望ましいことではないでしよう。好まし
いことではないでしよう。また、そのこ
とがですね、地方公務員法の五十六條
に基づいて、組合員なるがゆゑに国の
税金が二十五万円出ておるが、それに
無関係にさせられるといふことは、不
利益な取り扱ひをさせられておること
になり、五十六條違反になるんじゃない
でしようか。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 元來、教
職員組合に入らうとするまいと、自由
であるといふ建前です。だから、組合
員であるといふことによって、それを差

別して補助金を出す建前はとつており
ませんので、たまたまその研究団体の
規約が組合員でない人のみが集まつて
おるといふにすぎない。私は理論上は
そうだと思ひます。何ら組合員である
ことによつて研究することを助成する
機会を与えないといふことを文部省が
意思決定して、補助金を出してゐるわ
けではないですから、理論的には私は
別問題だと思ひます。

○矢嶋三義君 これは失礼ながら文部
大臣の精神鑑定をする、法律的な立場
で。あなたは日本の最高学府を卒業さ
れたお方でございませんか。私は法律
を勉強した者ではないです、大学で。し
かし、常識上からいって、明快なこと
じゃないですか。どうしてそんな筋の
通らない答弁を国会でするのです。私
は、ほかではあまりしからなければい
けない、これは許せない、大臣がどうい
う答弁をするといふのは、「追及しろ」と
呼ぶ者あり、追及します。ひど過ぎる
ですよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省
は、憲法に違反してまで補助金を出す
考えは毛頭ございせんので、今まで
出してありますことは、憲法違反にあ
つて、憲法違反でないという見解を、
今申し上げてゐるつもりであります。

○矢嶋三義君 憲法違反であり、地公
法五十六條違反ですよ。組合の不利
取り扱ひをすることにございせんよ。
内藤局長に伺ひしてございせんよ。

○矢嶋三義君 いや、大臣のじゃな
い。私のヒントを合して答えて下さ
い。望ましいか、望ましくないか、答
えて下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど大
臣がお答えになりました……

○矢嶋三義君 いや、大臣のじゃな
い。私のヒントを合して答えて下さ
い。望ましいか、望ましくないか、答
えて下さい。

○政府委員(内藤三郎君) それは研
究団体の構成の問題でございせんか
ら、組合員である場合もあるし、ない
場合もある。これは組合員の自主的な
規約によつてきめられるべきものだ
と思ひます。文部省が補助金を出すの
は、あくまでも教育研究団体であり、
しかも、教育研究活動に対する助成で
ございせんので、組合員であるかない
かといふことを問うてゐるわけでは
ございせん。

○矢嶋三義君 三人の方に別々に伺
ひました。変な答弁したら、私だつて
国民の代表ですから、質疑権があるか
ら、徹底的に質問しますよ。国民の税
金で、愛媛県教育研究協議会におい
て、教育研究をしてほしいといふの
で、申請に基づいて二十五万円の補
助金を国から出す。行政権に基づいて補助
金を出す。そのときのあなたの方の気持
は、教職員組合員であらうがなからう
が、あなたもその研究協議会に参加し
て、愛媛県の教育の振興のために研究
してほしいと、それが望ましいという
形で、補助金を出されるのか、あなた
の方のことを聞いてゐるのですよ。そ
れとて、二十五万円の補助金を出
すが、教職員組合員は排除したような

形で教育研究を続けられることが望ましいと、そういうような考えで、国民の税金の二十五万円を愛媛県に流されるのか、いずれかということをお答えいただきましょ。中学生に質問するような問題です、文部大臣。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 望ましい、望ましくないということは、私は政策的な立場だと思います。その意味では、私は望ましいと思います。思いますが、法律論としての先ほどの御質問ですから、愛媛県の研究団体のこときものを作ること自由である。

○矢嶋三義君 いや、それを言うていけるのじゃない。そういうことを私言つてない。それは触れないで下さい、時間がかりますから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 補足的に申し上げると、明快になりませんから。先ほど申し上げましたように自由である。その自由であるべき研究団体を作ること、そのことに、ああでなければならぬ、こうでなければならぬという立場は、われわれはとるべきではない。とつてはいけません。そういう前提に立ちまして、今内藤局長、申し上げましたように、研究活動それ自体に対して補助金を出すわけですから、その団体自身の規約がどうなっているかということそれ自体は、これは自由であるということ申し上げたわけでありまして、あくまでも研究活動に対して補助金を出すのだ、組合員であらうとなかろうと、むしろ差別すべきではない、それは当然のことであります。しかし、組合規約それ自体を、ああでなければならぬ、こうでなければならぬという資格は、われわれにはない

と、こころ得ていると申し上げた次第であります。

○矢嶋三義君 政務次官、御答弁願います。ビントを合わせて御答弁下さい。憲法二十一条か二十八条に基づく研究団体を作る権限があるとかないとかいうことは、百も承知なんです。それから、そういうことは何についてお聞きですか、私の伺っていることにビントを合わせてお答え願います。

○政府委員(額田彌三君) 私も大臣と同意見でございます。

○矢嶋三義君 大臣と同意見でなくて、詳しく一つあなたの見解を述べて下さい。私は今だに詳しく申し上げたつもりであります。それについて御答弁願います。

○政府委員(額田彌三君) ただいまの御質問の趣旨を伺っておりますと、やはり純然たる教育団体として、教育研究に補助を出すということでございますから、その意味におきまして、私は大臣と同じ意見であります。

○矢嶋三義君 え、何、はつきりしない。

○政府委員(額田彌三君) 純然たる教育研究に、その活動に対して補助を出すのでございまして、その意味におきまして、私は大臣と同意見でございます。

○委員(平林剛君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 ただいま速記を中止している間に懇談をいたしましたのでありますが、このささやかな問題に非常に時間を費やしたのであります。あらためて文部大臣に伺いますが、国が愛媛県

教育振興のために、純粋なる研究をしてほしいという立場から補助金を出す、愛媛県教育研究協議会には教職員組合であらうとなかろうと、愛媛県の先生方が希望すれば、自由に参加でき、研究が行なわれるようにあることが望ましい、そうあるべきだ、こういう文部大臣の御見解だと思いますが、念のため伺います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 望ましいと思えます。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、特別昇給をするために、それを申請するため、教育研究協議会であるということが、条件とされるということ、いかがでしうか。どういふふうに考えております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういうことはあつてはいけません。それは、○矢嶋三義君 この点は明快です。ところが、先般参考人の供述によりまして、久良中学校で同僚教員とのバランスの関係から昇給をいたしたい、ところが、校長並びに関係者で協議した結果、教育研究協議会に入らないと、特別昇給はできないからというので、あまり好ましいこととは思われないが、教育研究協議会に加盟することによつて、特別昇給の目的を果たした事例がある、こういう口述がなされております。これは是正されなければならぬことだと指摘をいたしておきます。

それから次に、教職員組合であるがゆえに差別的な待遇を受けるといふことは、地公法五十六条から当然あつてはならないことだと思いますが、参考人の口述の中に、一本松中学校、こ

で組合を脱退して教育研究協議会に入りになつておつた四人の人が特

別昇給を受けた、こういう取り扱い方は地公法五十六条違反の疑いがきつめて濃厚だと思ひますが、大臣の御意見いかがでしうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のような意図をもつて計画的にやられたとすれば、よろしくないと思ひます。

○矢嶋三義君 あとで委員長、理事打合会で協議するときの資料として提示いたしておきますが、これは速記録入ページに出ております。この一本松中学校は教職員が十三人、そのうちで教育研究協議会に入っている人は四人、それから組合に残っている人と、組合を脱退して教育研究協議会に入っていない人と三種類ございまして、そのうちで脱退して教育研究協議会に入つた四人の方だけが特別昇給の恩恵に浴したもので、職場では割り切れないものや、また雰囲気が出てくるという口述がなされました。そのことを指摘いたしておきます。

次に文部大臣に伺いますが、先般の数多くの口述の中から、教育委員会の出先機関である地方事務所の主事さん、あるいは校長さんが、組合員であるから、夫婦共かせぎの場合でも、あるいは妊娠しているような場合でも、飛ばされた場合があるぞと、だからあな

た、組合を脱退しておつた方が安全ではないですか、こういうふうな主事並びに校長さんが先生方に働きかけたケースが数多く提示されました。本田参考人もその一人ですが、本田参考人は、自分小心であるから非常に威圧感を受けた、不安感に襲われたと、さ

ように口述されました。そして普通の人ならばおそろく脱退をしなければならぬと思ひでしう、ことに御婦人

の先生は不安感に襲われるでしう、恐怖感に襲われるでしう、こういう供述をいたしました。またある学校では、これだけ勧められるのであるから、脱退しないという校長先生が左遷されるようになるかもしれないから、校長先生が気の毒だから脱退しなさい、こうい

う話し合いもなされたということが口述をされました。このことから類推して、教職員なるがゆえに不安感に襲われている、差別的な人事行政が行なわれる可能性が、事実行なわれたという事例も供述されました。こういうことは望ましいことではなくて、是正されなければならぬ、地公法五十六条違反の該当事項だと、かように認定する数々の口述がなされたわけですが、大臣の御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それが真実だとすれば、まさに地公法の趣旨に反すると思ひます。

○矢嶋三義君 それから文部省にお願いをいたしまして、ここに調査に基づく資料が二度出ているわけですが、この中で、妊娠中の女の先生に校長さんが、あなた方組合員だからあふないから脱退してはどうですかという働きがあつて、その後その女の先生方は脱退したということが口述されましたが、あなた方の調査に基づくという事実はないとありますが、これは愛媛県教育委員会の調査が疎漏で、文部省を誤らしめたと思ひますが、その点いかがでございしますか。

○政府委員(内藤彌三郎君) 文部省の調査が正確であると私どもは信じております。

○矢嶋三義君 文部省の調査が正確であると信じている、この前こ

でになった参考人が明言されましたね、そういう事実がある、速記録の五ページに出ております。参考人は、直接聞いたと、ここで責任を持って供述されたわけですか。あなたは調査が正しいというの、何の根拠をもって正しいとおっしゃるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 愛媛県教育委員会に照会をいたし、その結果、妊娠中の女子教員四人に対し、校長が転任を示唆して、組合脱退を迫ったことについて調べたところ、指摘されたような事実は認められない、先般大西教育長もこの点はそういう証言をされておりますので、まあ大西教育長の言を信じておるわけでございます。

○米田勲君 関連質問。内藤局長に尋ねるが、僕が大西参考人に質問をした際に、大西さんはこう言っておりました。時日があまりなかったもので、十分な調べができなかったところもあるということを言っている。そうすると、すでに報告をした自身が、ある部分については確信がなくなっている、あの口述は、そうすると、あなたの方の手前は、全く愛媛県の県教委を信頼して報告を受けたものが正確であると考えて、われわれにその報告書を提出したたろうが、少なくともあの口述が行なわれたあとでは、今のうちに断言はできないはずではあるまいか、報告した人自身が、報告の内容には自信がなくなっている。そういう口述としておいたら、あなたのような正確だと信じておられますというのを断言するのは少し言い過ぎではありませんか、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 大西教育長が先般の参考人として呼ばれた際に、非常に緊急の際であり、調査が十分な面もあると、しかし、大筋においてその私どもの報告については責任を持つ、こう申しとおった。特に御指摘になった点で問題になったように、私も記憶しておりますのは、西教諭の御母堂が大へん病気で重態であった、その際に西教諭及び母堂について、組合を脱退するように会って話したという事実は、これは愛媛県の調査でも、また人権擁護局の調査でも、この点については食い違いはないわけですね。

○米田勲君 食い違っておる、明らかに。

○矢嶋三義君 けしからぬ。これはあなたの文書では、西さんの問題重要なことで、そのとき同席した家人にも西教諭の組合脱退について説得した事実はなく、と、きているのではないですか、同席した家人にも一切会話をしておらず、またその他同席した家人にも西教諭の組合脱退について説得した事実はなく、と、こある。ところが人権擁護局のは、ともかく話し合いをしたというところが出てくるじゃないですか。非常な相違です。さらに私の前朗読した、西さんのお妹さんの河野さんからの手紙、これはあなた信用しませんか。——総合判断して、明らかにそういう事実はあったということなんでしょう。それで大西教育長は、十分調査してないということを言ったんでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) この前問題になりましたのは、今矢嶋委員が御指摘になった点だと思えます。で、西

教諭及び母堂に対しては、これは双方の調査があつて、説得した事実はないというところは一致しているわけなんです。ただ、同席した者について意見が違つたわけですね。教育委員会の方は、そういう事実はないと、それから人権擁護局の方は、そういう事実があるやに書かれておるわけですね。その点が食い違いましたので、この点は再度、大西教育長が調査をいたして、文部省を通じて御報告いたしますと、これははっきりここで明言したわけでございます。ですから私は、今矢嶋委員が指摘された部分について反駁してゐるわけではないのでございます。

○米田勲君 関連。局長に尋ねるが、私は、この間の参考人を呼ぶ以前

の委員会であつたが今のうちに断言できない、文部省が出した報告書には間違いがない、確信を持っています、という答弁をしたのなら黙つてますよ。しかし、この間の参考人を呼んで口述をし、質疑応答が行なわれたあのタイムを過ぎてからは、少なくとも第三者的な立地で文部省が冷静に考えたならば、これは、県教委から来た報告書は正確だと信頼しておつたけれども、どうも参考人等の話を聞いてみると、不正確な部分があり得るな、ということとは当然考へてしかるべきなんだ。だから、あの参考人を呼んだ以前の日にあなたが断言をすることについては私も黙つていますけれども、今日の委員会になつてもまだ、文部省の出した報告は正確だと、そういう言い切り方は納得ができない。少なくとも、調査をしてみなければ何とも言えないというところからは出てきてるでしょう。そうしたら、あなたが先ほど断言したのは

言い過ぎではないですか。そういうもの言い方をするから、こうこんがらがってくる。すなわち、あの参考人の話を聞いて、少なくともこれは、信頼すべきものと思つていたが、再度調査をしないと誤つてゐる点があるかもしれないという箇所もあつた、というぐらゐの答弁があれば、私もすなおに聞いてますよ。しかし、あなたのさっきの言い方は何ですか、あれは。ほんと突放すように、おれらの出したものは正確だと。そういうけんかを売るような態度で出てくるから、だからそうじゃなんじゃないかということが始まる。どうですか、あなた、もう一

べんその点について答弁して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) この前、私も大西参考人及び教職員の方々からの陳述は聞いておつたわけでござい

ます。そこで、数カ所につきまして、矢嶋委員の御指摘に対して大西教育長が再度調査をすることを約し、文部省を通じて報告いたしますと、こう申しましたその部分については私も完璧なものとは思つておりません。ですから、再度調査報告が出た後に真相が明確になるものと、こう思つてゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 この手紙に信憑性ないですか、あなたが判事となつて判断した場合に、この西さんの妹さんの河野さんの手紙は作られたものでも何でもありません。作ろうと思つても作れないですよ。事情がわからないので、何のため

に法務局におねえさんが呼ばれたんですか、何が重大なんです、それがわからぬから詳しく知らしてほしいという条件で、当時の実情を書いてあるわけですね。これと人権擁護局のこの調査から、ともかくまくらべて、小山さんという親戚の女の先生と、それから西さんのお妹さんの河野さんを相手に、ともかくおねえさんが組合を脱退してほしい、勧めてほしい、ということ

を話したということは、これは普通の良識のある人ならば、総合判断からしてそういう事実があつたと判断せざるを得ないと思ひます。その点は、あなたはどうか判断しますか。

○政府委員(内藤三郎君) これも大西教育長が今再度正確に調査を進めておられますので、その調査の結果を待つて判断したいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたは大西教育長、大西教育長と言いますが、大西教育長は、こちらから調査がいったに末端機構によつて先生方を押さへつけて、曲がつた報告を集めようとしてゐる。この前、委員会に参考人としてお見えになったときには、参考人ですから、私は討論をしなかつたのですが、私は委員長を通じてはつきり批判、指摘してもらいたい。大西教育長がとばかり要点を得なかつたのは、教育長にあるまじき私は参考人の態度であつたと思ひます。ことに二月十五日に全県下にわたつて教職員組合と教育研究協議会の員数を校長に報告させたのです。現に校長は報告させられたと言つてゐる。ところが、この点は周知しない、この前述べてゐる。事務局の仕事で周知しない。そういうことは、小さな県の教育行政であり得ませんよ。そういうことを全県下に二月十五日を限つて報告させた。それを前にして、学校長並びに主事を通じて組合脱退の勧告が猛烈に行なわれた。その事前において、さらにその結果を教育長に報

告しないという事はあり得ません。

もし、そういう教育行政が愛媛にあつたとするならば、支離滅裂たる愛媛県教育行政だと、その角度からも批判しなくちゃならぬ。これを大西教育長はほかにしている。また、井村夫妻の人事異動の件、これは三月三十日、私は本委員会でも指摘した。その晩あなたは電話を入れてくれるはずでした。その電話を入れたことによって、愛媛県教育委員会は御夫妻とも転任するけれども、別居しなくていいという電話があつたという事を本委員会であなは答弁している。しかも、速記録に載つて、愛媛の新聞にもこの問題は出ている。そしてあの案件について教育長は参考人として国会に呼ばれたわけだ。当然、自分で関心を持ち、部下から聞いてくるべきじゃないですか。ところが、この前参考人として来て、井村夫妻のことについては私は関知しない。そういう一体教育長があまりですか。私は、参考人だから、あのとき討論になると失礼だから申し上げなかつたのですが、批判いたします。さらに、教育研究協議会に二十五万円の補助金がいっている。あの人が判をついて内申して補助金がいっている。教育研究協議会にあなが任命した全県下の先生方が、組合員であらうとなかつると、これに入るのが望ましいとお考えになるのか、それとも組合員は排除する形が望ましいと、どちらにあなはお考えをお持ちになつておられるのかというのに対して、意見を述べない。意見はないと言ふ。意見がないなら、なぜ二十五万円の補助金の申請をするのですか。補助金を出してほしいと国に申請をして、補助金を受けて支給する

以上は、その団体に對して何らかの助言なり、その会の成り行きというものを見守る、これは責任があると思うのです。その立場にある教育長が、組合員が排除されるのと排除されない場合と、どちらが望ましいとどうかという点については、私は意見を述べません。そんな無責任な教育長があまりですか。批判します。私はなぜそういうような補助金を出すのか、私は国民の一人として、国税を納税している者としても、審議権と調査権を持っている一議員としても容赦できない。さらに、もう一つ指摘しておきましょう。大西参考人は、二月十五日を前に、校長さんが盛んに脱退勧告をした。愛媛県の教育界あげてこれは県民の間において風評になつたのです。そしていろいろなトラブルが起つたのです。ところが、校長がそういう話しかけをした云々という事は、私はそういうことはあつたと思ふし、知らぬと答弁している。言語道断と思うのです。私はこういう大西教育長の態度と、あの参考人のこの口述態度というのは問題がある。その大西さん、大西さんとあなと言つてゐるんですからね。私はこの西先生の事件については、人権擁護局の調査と西先生のこのお妹さんの信書、これによつて、増田教頭さんはまくらで脱退勧告を、そういう話をしたことはそれと似た事実です。間違いない。それを増田教頭は否定する説明をしている。そして愛媛県教育委員会を通じてあなた方に報告がきて、国会にその調査が出てゐる。あなた方、愛媛県教育委員会に遺憾の意を表すべきです、これについて。あなた方の答弁次第で、私はあらためて本委員会に

増田教頭と西先生の妹さんの河野さんて、参考人としてでなくて、証人として喚問することを提起いたしたい。問題を明白にする必要があると思うのです。いやしくも一校の教頭が虚偽の供述をして、そしてその県の教育委員会並びに文部省を誤らしめ、誤つた資料を国会に提出して、そしてその調査を混乱させていることは教育者にあるまじき行為だと思ふ。だから、増田教頭が虚偽を言つてゐるのか、それとも西さんの妹さん、さらにこの席には小山さんという西さんの親戚の先生も同席をしてゐるのですから、単数でなくて複数なんです。だから、参考人としてでなくて、証人として喚問をして公述してもらつて明白になると思う。私はそういうことを要するに、増田さんがそういう勧告をしたと良識をもつて判断いたします。あなた方どうしてもしやういふ判断できないとあれば、私は証人として喚問して黒白をはつきりすることを委員長に要求いたします。文部大臣いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまの西教諭の件につきましては、大西教育長が再度調査を承諾しておりますので、その調査の結果を見たいと思つてでございます。

○米田勲君 全く判断できない、今の段階では。

○政府委員(内藤三郎君) また、今の段階では、判断するには資料が不十分だと思ふから、せっかく大西教育長がこの委員会で、再度調査して報告すると言つていましたから、その報

告の結果を待つて判断をいたしたい、こう申してゐるわけでございます。

それから、大西教育長が二月十五日に一斉調査をしたのが知らなかつたという事実でございますが、これは私もよく調査してみなければわかりませんが、職員団体その他研究団体の構成員その他について文部省が定期報告をさしておりますので、多分二月十五日にやつたのではなからうか。そこで大西教育長がこのことを意図的にやつたという意味じゃなくて、下から上がつてきたからそれを判を押した、こういう趣旨ではなからうか。この点は再度調べてみたいと思つております。

○矢嶋三義君 まあ、あなた、調べてというなら、それはそれなりに、あな人のなんだから認めますが、しかし、人権擁護局のこの調査との信書を総合的に判断することができないということについては私は遺憾に存じます。それを指摘しておきましょう。

それじゃ、文部大臣に伺ひましょう。浜見教育委員、あの方が、組合を脱退すれば、真珠養殖に必要な研修旅費をとつてやるよ、組合を脱退しなさい、こういうことを話されたのが事実だと、あなたは判断されましたか、あなたの判断をお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いずれとも断定的に私としては結論を出し得ません。

○矢嶋三義君 私は、この浜見委員の、あの参考人の口述態度には問題があると思ふのです。参考人ですから、敬意を表してあの際は触れませんが、それだけでも、私はここで指摘をいたし

ておきたい。そのいかんによつては、委員長・理事打合会の結果にも影響すると思ふから申し上げますが、ともかく酒席であつたにしろ、そういうことを話されたということは私は事実だと判断いたします。それはおいでになつた堀原、本田参考人がここで明確に答へてゐる。そして校長さんとも一緒に確認してゐる。そのときに、浜見さんもそういうことを認めておられる。そして私が三月二十日に調査に行つて、三月三十日から国会で問題になつてから、浜見さんは何とか水に流してもらへぬだらうかということをししかけてゐる。浜見さんみずから認められた。四月八日の入学式のときに、校長さん、本田さんと話しているわけだ。そのときに本田さんは、その事実はあつたけれども、この問題は水に流そうといつても、もう社会党あるいは日教組の問題として吸い上げられていつてゐるから水に流せないのだ、こういう意味のことを本田さんが言われているわけだ。それを浜見さんは記憶ない——最近酔つぱらしい法律ができました、教育委員として私は不適格だと思ふのです。記憶がない、記憶がないと逃げている。そして最後に、米田委員から猛烈に指摘されたけれども、これは日教組、意地のために水に流せぬのだと言つた。こんでもないことを言つてゐると思ふのです。校長さんを中心に、数人の人が確認をしてゐる。一対一じゃないのです。何人かおつてそれを確認し、あとでまた確認した。そしてこれは社会党、日教組の問題にまでなつてゐるから、今は水に流そう、白紙にしようといつてもできないのだと、こういう話まで

あった。そのことを参考人としてこの席に来て、そうして知らぬ、存ぜぬ、記憶がない、こういうことを述べておるわけです。私はあつたと判断いたしました。もしもその記憶がないというところが愛媛県新聞に出て、それを先生が見たら、あの教育委員はひどい男だ、そういうことを言うのかといつて、一ぺんに私はその教育委員は、先生方から不信を買ふと思うのです。非常に私は問題がある口述だと思ふ。

内藤局長は、酒の座にしろ、そういう発言があつたであらうと判断しますか、それとも、なかつたと判断されますか、あなたの判断力から伺いたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) まあ、酒席でございましたから、おそろく誤見さんもめいていらつしたつたんだらうと思ひ、まあ、どういふことをおつしたか記憶がない、こういうふうにおつした。まあ、他方の証言を聞いてみますと、どうもおつしたんじゃないかといふふうな気もするわけなのでございます。まあ、いずれにいたしましても、酒の席のことでございますから、私はその追及されるのはいかかと、少なくとも公式の席でそういうことがあれば、これは私問題があるかと思ひます。けれども、お互いに酒席で雑談をしたといふことは、まあ、片方は記憶がないと言つて、片方は言つたと言つておられますので、どうも先生方の意見を聞いて、言つたのじゃないかといふふうな私は率直に感じを受けたのです。

○委員(平林剛君) 矢嶋委員に申し上げますが、大体お約束の時間が参りました。

○矢嶋三義君 もう二、三点。文部大臣に伺いますが、前提があります。酒席でそういうことをおつしたといふ前提があります。この愛媛県教育委員会、組合を脱退する、しないといふいろいろな問題があり、そういう状況、環境下に教育委員といふ方が、先生方を相手に組合を脱退しない、脱退したら真珠養殖の旅費等とてやるよ、こういうふうな酒席であらうがおつしたやうな教育委員さんの言動といふものは、好ましいでしようか、好ましくない、改めていただかなければならぬ事柄でございませうか、いかがでございませうか、あなたの御判断は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 好ましくないと思ひます。

○矢嶋三義君 そこで、四月六日の速記録の八ページ、ここであなただは同様の答弁をいたし、それから四月六日の速記録の七ページでそういう発言があつたり、あるいは組合におけると危険だから組合を脱退しないといふやうな、組合員なるがゆゑに不利益な取り扱ひを受けるやうな事柄があるとするれば、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十二条に基づいて措置要求をするに値することだ、調査した結果によつてしかるべく処置したい、こういう答弁を四月の六日に私になしておるのです。速記録の七ページにその記録が残つております。従つて、参考人の口述と、本日の質疑応答でも明確になつて参つたわけですが、愛媛県教育委員会に何らかの

措置要求をしなければならぬ、かように私は考えるわけですが、文部大臣はいつどういふ内容の措置要求をすることが適当だと今お考えになつておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 指摘されましたことが真実であるならば、適当な措置をしなげなうと思ひます。が、いつどういふことをするかといふことは、前提そのものをとつと断定できるやうなところまで調査しなければ行動できないかと思ひます。

○矢嶋三義君 だから、私は冒頭に伺ひましたね、總括的に。少なくとも愛媛県の先生方が教職員組合に残つてゐるがゆゑに不安焦燥にかられてゐる、そしてお互いに不信感で結ばれてゐる。望ましくない雰囲気。愛媛県教育界はおおわれている。このことは私はどなたでも感じられたと思ひます。だから、そういう角度から、その原因はどこにあるかといふことが、この速記録、それから先般以来私が質疑いたしました速記録を、良識を持って見れば何らかの判断が出てくると思ひます。文部省は何らかの愛媛県教育委員会に意思表示をし、助言と指導をすべきだと思ひます。この五十二条には、「違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる」と書いてある。「違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずる」と、違反事項は、さつきも大臣一、二認められました。あります。それから、あつたかなかつたか。たとえば西さんのお母さんのまくらに増田さんのおいでになつて、あることを話したか話さなかつたかといふことは、資料によつて

総合判断することが出来る。あなた方はそういう意味で、どういふ判断をなすつたかといふことを伺つたわけですね。早急に愛媛県教育委員会に、行政府として是正と改善のために役立つやうな適切な助言と指導、措置要求をなさつていただくことを強く私は要請をいたします。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いろいろと措置をするにつきは、具体的な確たる事実をつかんでしかできないかと思ひますので、そういう意味においてははもつと検討をする余地がありそうにも思ひます。その意味において検討した上で善処したいと思ひます。

○矢嶋三義君 委員長長の要請がありまうから、簡単にあと二点伺つて一応終ります。

その一つは、文部大臣、先般、同僚委員から質疑がございましたように、研修会のあの教材、それから「若人の泉」といふ発刊物の内容、これらから、愛媛県教育行政に百歩私は譲つて申し上げますが、やや中正を欠く右翼偏向的なものがあると認定されると思ひますが、大臣の御所見いかがでしう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私自身明確にすぐお答えできません。と申しましたのは、「若人の泉」を御指摘になりましたが、そのものを私自分で見ておりませんので、御質問に対して今すぐ明確にはお答えできません。

○矢嶋三義君 それでは、少しやわらげて伺ひましよう。あなたもおつしやいましたように、これは憲法知らな、ばかじやなからかと衆議院で答弁されたのです。そういう内容も含ん

でいるのです。君臣の義とか一連のものが出てきてゐるわけです。憲法否定的な言葉もちらちらと出てきてゐるわけです。あの教材を見ますと、文部省の職員が資料をこしらへるのに苦労したように、ともかく印刷物ごらんをなさいます、瞥見しただけでもやや片寄り過ぎてゐる。あなたの立場に立つて、かなりやわらげて伺ひます。片寄り過ぎてゐる。偏向性のおそれがある。今あなたが持つてゐる素材で、それだけの判断はつかれてゐると思ひますが、いかがでしう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと具体的な内容を今はつきり記憶いたしておりませんので、誠意のある結論的なことはちよつと申し上げかねますけれども、いずれにしろ、右翼であれ、左翼であれ、偏向したやうなことを宣伝がましく研修の場でしゃべつたりすることは適切でないとむろん思ひます。

○矢嶋三義君 あなたはよほど極右だ、よほどスタンダードが右に傾いてゐるのだね、その答弁ができぬとは。そういうことは、これは水かけ論になるから、これでとめます。

もう一点は、特に本委員会でも要望したのですが、文部省としても愛媛県教育委員会に調査依頼し、その資料提出を求めているわけですから、行政府も非常にこれは関係があるわけですから、見守つていただきた。それから、ここに参考人として出席された梶原、本田両先生並びにこの審議中に具体的に名前が出て参りました西先生、それからその御親戚の小山先

生、これは人権擁護局の調査にも出て
いる小山先生、それから井村御夫妻、こ
ういふ方々に、大小にかかわらず、国
会でこの案件を調査したことからかん
で特殊な見方をし、特別扱いをし、何
らかの圧迫が加わっているというよう
なことは許すべからざると思うことだ
のです。だから、そういうことのない
ように、このことは本田さん御自身非
常に危惧して御遠慮なさって口述され
ておりましたが、ないやうに文部省と
しても今後の成り行きを見守っていた
だきたいし、適切な助言と指導を行
政府としても私はしていただきたいこ
とを強く要請すると同時に、その必要
があると考えますが、文部大臣の
御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) たびたび
申し上げるやうに、法規の命ずる事
実ありせば、むろん適当な措置を講じ
なければならぬと思ひます。
○矢嶋三義君 で、最後にあらためて
資料の提出と私の要請を申し上げてお
きます。
速記録の十四ページに出ております
が、増田教頭の件につきましては、大
西参考人は調査して報告書を提出する
と相なっておりますので、この報告書
が出たならば、直ちに委員長を通じて
本委員会に出していただきたい。
それから同じ速記録の十四ページに
残っておりますが、二月十五日に愛媛
県教員組合と愛媛県教育研究協議会の
人員について調査したことについて、
大西教育長は関知しないといふことで
ありましたが、全県的にそれを調査
し、その二月十五日を前に、各校長さ
んは全く競争意識を持って部下教職員
に脱退の勧告をしております。従つ

て、この十五日現在の数字といふもの
は愛媛県教育委員会に集約されている
はずで、これを愛媛県教育委員
会から資料としてとって、それを本委
員会に提示していただきたい。
それから、井村夫妻の問題について
は、大西教育長は関知しないといふこ
とを述べられましたが、本委員会の調
査と非常に関係がありますので、井村
夫妻が城辺町周辺から非常に不便な
ところに転居させられております。こ
れはおそらく大西参考人は帰任して調
査なさっておることを本委員会に資料
として出していただきたい。それから、
大西参考人は緑小学校の女先生さん
に校長さんが脱退を勧告した、現実に
その後さういふ先生方は脱退してしま
すが、参考人は責任を持ってさういふ
事実があることを聞いたと口述いたし
ました。これも調べてみるというこ
とでありましたから、報告書が参るで
しよ。参つたならば、本委員会に提
出していただきたい。それから、愛媛
県教委と連絡をとる場合、大西教育長
に対して、ゆがめられない、正しい真
実を十分調査して出していただくよう
に特に要望しておいていただきたいと
思ふのです。先般の本委員会における
参考人としての供述態度等について私
は先刻批判いたしました、非常に問
題があると思ふ。

最後に、先ほど申し上げましたが、
今後の調査に対する報告次第では、私
は増田教頭、それから西先生のお妹さ
んである、この信書の主人公である河
野さん、それから同席した西先生の御
親戚の小山先生、この三人を証人とし
て本委員会に喚問して事の明白を期し
ていただくやうに委員長に御要望申し
上げるとともに、私はさういふ証人喚
問に至らずに、ともかく事態が明白に
なることを心から期待をいたしまし
て、以上をもつて本日の質疑を一応終
わります。あとは委員長・理事打合
会であり、その御協議下さるさうであ
りますから、その委員長・理事打合会
の協議の結果を待つて、あらためて質
疑者の態度を決定したいと思ひいま
す。
○委員長(平林剛君) 午後二時四十
五分から委員会を再開することとし、
休憩をいたします。
午後一時四十五分休憩
午後三時六分開会

○委員長(平林剛君) ただいまから文
教委員会を再開いたします。
教育職員免許法等の一部を改正する
法律案を議題といたします。
質疑の通告がありますので、この際
発言を許します。
○豊瀬一君 議事進行に関して。先
ほどもちよつと私語いたしましたよう
に、本法案は中学校等にも、高等学校
等にも関係がありますが、内藤局長不
在のようですが、どういふことであ
るのか。
○説明員(木田宏君) 実は大へん恐縮
なことですが、昨日と今日と引き継ぎ
まして、都道府県の教
育委員長並びに教育長の春の総会が開
かれております。初中局関係の説明事
項もかなりたくさんあるものでござい
ますから、ぜひ出席をといふことで、
朝来要求されておりました。国会の御
審議の事情等も勘案いたしましたして、何
とか午後にもできるだけ都合するよ
うにしたいといふことで申しております
ましたが、午後やむを得ずそちらの方
に出席いたしておる次第でございます。
○豊瀬一君 かなり重要な用件のよ
うですので、欠席しておられること
についてはとやかく申しませんが、適
当な時刻には本法案審議に支障のない
やうに帰つてみえますか。
○説明員(木田宏君) 国会の御審議の
ことでございますから、向こうの事情
もつき次第、できるだけ都合させてい
ただくやうに取り計らいしたいと思ひ
ます。
○矢嶋三義君 それに関連して。総務
課長、えらいまずい答弁したね。さう
いふ答弁されたのは困るのだな。
ちよつと速記とめて下さい。
○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平林剛君) 速記をつけて。
○千葉千代世君 私は前回に引き続い
て免許法の中で技術の強化について何
いいたいと思ひますけれども、その前
に、二十一日の新聞に、池田長官が文
部省に対して出した勧告の結末がつい
たといふやうなことが新聞にございま
した。朝日にごさいますと、その
の内容を見ていきますと、私学
の増員をたくさんしたから、生徒増を
こしはらんとしたから、所期の目的
は達したから、これで結末をつけると
いふやうに声明にあつたわけなんです
ね。私は非常に心外に思つたんです
ね。そうすると、あの勧告といふのは、
私学の増員をしたいためのゼス
チュアかと受け取られてもやむを得な
いのじゃないかと、こんなふうに考え
たわけなんです。この委員会でも答弁さ
れました池田長官、ほんとうは技術者

が足りないから云々といふ本旨という
ものが、私学増員をするためのあれで
あつたかといふことを考えると、
非常に心外ですが、池田さんのこの声
明に対して、文部大臣は御一緒に了解
して、ああいうやうに出したのでござ
いますか。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 声明を出
すにつぎまして、打ち合わせしたこと
はむろんございせん。ございせん
が、ついでですからちよつと申し上げ
さしていただきますが、毎度申し上げ
ましたやうに、科学技術庁長官の勧告
が、主たる目標は、今後に向かつて予
算の措置を伴うならば、三十七年度以
降、また立法措置を要するものは三十
七年度以降を目ざして、長きにわたつ
て技術革新に必要とするような備えを
するために万全を期せよといふのが主眼で
あつたと了解いたしております。さう
いふやうに何度も申し上げたと記憶い
たしますが、従つて、あの声明に御指
摘のやうなことがあつたやうに思ひま
すけれども、これはむしろ何と申しま
すか、付随的な表面の問題でございま
して、実情をありのままに指摘したと
いふところだろうと、私は受け取つて
おるのでございます。何も私学の入学
者もふやす目的で勧告されたとは、私
どもは受け取つてもおりませんし、ま
たあの勧告の趣旨そのものは、ごらん
いただきますとわかりますやうに、今
私が申し上げたのが主眼であつて、そ
のことは毎度けんけん服膺するといふ
気持ちを披瀝いたしておりますことに
よつて、大部分の目的が達しておる、
かういふやうに私は理解いたしてお
ります。また、池田長官もさういふ考
えだと思ひます。

場 見詰から緑台田に前に向かふ一つの
 勧告であらう、あくまでもそういふ趣

年この方の慣行を変更するといふ必要

を期待して、また文部大臣はどういう

行できるのでしょいか、どうでしょう

し、入学定員設置基準に基づきまして

の今日までの定員というものは、把握できるのが当然であります。が、しかし、従来何も、弁解がましくおそれ入りますが、あえて弁解のために申し上げるのではなく、ありのままを申し上げます。入学定員は今申し上げますように、はつきりいたしますが、毎年指定統計が発表されるわけですが、法律に基づいての報告の結果と、文部省が正式に把握しております入学定員と相当の開きがあるようでございます。しかも、実際はその指定統計の数字以外に何がしかの、いわゆる俗称やみ定員と称しておりますものがあるやに承知いたしております。その部分が掌握できないわけでございます。まことに残念には思います。今度何とか完全に掌握できて、その基礎の上に立つての具体的施策が行なわれるのでなければ適切でないと思つておるわけであり

の完全実施をしないといふ。この前荒大、池田対決が紙上に載つてから、私のところに五、六通投書がきています。すがね、いずれ私はそれを審議の対象にしたいと思つておる。一言だけ承つておきますが、この大学の設置基準、学部等の新設について、設置基準にからんで贈与、供応が行なわれている。だからある大学のときは、教授等は架空の人物がいる。その裏に贈与やら供応が行なわれているという投書が五、六通きています。そういう事実があるのかどうかです。あるいはあるかもしれないという認識に立っているのか、絶対そういうことはないと思つて言ひ切れる状況にあるのか、きょうのところは、それだけの答を大学局長に承つておきたい。

この技術の教科を設けたか、その理由を説明していただきたいと思つておる。○説明員(安養寺重夫君) すでに御承知かと思いますが、昭和三十七年度実施の予定で中学校の学習指導要領の全面的改訂がございまして、その際、従前職業家庭科という必修教科がございましたが、それを内容を多少改めまして同時に、教科の名称も技術家庭科と改めまして、現在免許教科でございまして職業を技術というふうに置きかえていきたいという点からでございます。○千葉千代世君 この内容は、具体的に、たとえば農業の方を減らすとか、商業をゼロにするとかいうことを聞いておりますけれども、実際はどうなんですか。技術の教科の内容でございまして、

○説明員(安養寺重夫君) 今度設けられた技術家庭科の内容でございまして、これは……○千葉千代世君 技術科という科を設けたわけでは。○説明員(安養寺重夫君) 技術家庭科という教科を設けたわけでは。技術家庭科という内容は、男子向きの内容と女子向きの内容という二つに分かれております。男子向きの内容は、三年間のうちに設計、製図、木材加工、金属加工、栽培、機械、電気、こういうような学習を中心としております。女子向きの内容としては、設計、製図、あるいは従前ございましたが調理、被服製作、こういうものと家庭用の機械、電気に関する学習をさせるといふような形になっておるわけでございます。

○千葉千代世君 これは三十二年にすでに教科が入れられております。○説明員(安養寺重夫君) 中学校学習指導要領改訂自身は昭和三十三年に行なつたわけでございます。○千葉千代世君 そうすると、今まで免許状をかえていなかったわけですね。今度改正案が出たわけですね。それと、指導要領その他が入れられておつて、免許状と教科課程の間はかなりのあいだありますけれども、これは免許法違反じゃないですか。○説明員(安養寺重夫君) 先ほど申しましたように、中学校学習指導要領の改訂自身は昭和三十三年に行なつたわけでございます。新しい改訂された学習指導要領が実際に各学校で行なわれるのは昭和三十七年度に入つてからでございます。それまでの間、たとえば現在だいたいは従前通りの職業家庭科という学習をしておるわけでございます。○千葉千代世君 おつしやる通り、今中学校は三十七年四月一日から実施となつております。そうすると、高等学校についても明記していないようなんですけれども、これはどうなつておるのでしょうか。○説明員(安養寺重夫君) 高等学校の学習指導要領の改訂は昨年行ないました。その実施というものは昭和三十八年度から学年進行をもつて実施をする、かように定めておるわけでございます。○千葉千代世君 この改正の中に、技術の教科に関する講習を修了した者に、は技術の教科についての二級免許状をやる、と、ございまして、講習は大體どんな規模でなさる予定なんですか。○説明員(安養寺重夫君) 教材としては職業家庭科が技術家庭科になりました。従前も職業と家庭という免許

状が別々でございましたが、家庭についても講習会自身はいたしましたけれども、免許教科に関する限りは家庭科と同一性を持つと、この点については措置をする必要がなからう。ただ変更しました職業と技術の関係については、一応免許教科が変更されていくべきである。従って、そのような講習会を三年間のうちに実施いたしました結果を参酌いたしまして、新しく職業の人を技術という、新しく二級免として交付をいたす、かような予定にしておるわけでありませう。

○千葉千代世君 この技術の教科についてだけ講習をして免状をやる、このようにいってくださいますね、改正案の中にはね。そうすると、今おっしゃいました、今までした十二日間の講習はこれに当てはまると、こういうわけですか。

○説明員(安養寺重夫君) 大体、そのように予定をいたしております。

○千葉千代世君 そうすると、この講習に全部が出ていないわけですね。技術の教科について希望している教員も全部は出ていないわけですね。

○説明員(安養寺重夫君) 今まで三年計画で実施しました講習会の実施計画を自身としましては、将来その教科を担当すべき先生方のすべてに参加していただく、かような形でやって参つたわけでございます。ちょうど本年度が最終年次になるわけでございますが、全員これに御参加をいたしておる、かようにわれわれは考えております。

○千葉千代世君 そうすれば、これからはそれで講習会をやらなくても、今までのものでもって全部免許状を出

しているわけなんです。これからやる計画はなくてもいいわけなんです。

○説明員(安養寺重夫君) これは教育課程改訂に伴いまして、三年間全員の御参加をいただくという計画のもとに実施したわけでございます。全員にこの措置をとれば、一応この際は新しい免許教科を設定いたしましたものでいいんでないかというふうな考え方、一応全員が措置をされるという考え方に立っておるわけでありませう。なお、今後いろいろな関係でこの免許状を取得したいというふうな人々にとりましては、免許制度の本則に返って大学単位の修得をしていただく、かような形になるわけでございます。

○千葉千代世君 そうすると、今まで普通法律が改正になりますと、改正されたものが公布した以後、それについての免許法の講習なり何なりしているわけなんです。ところが、今おっしゃったように、今までにしましたものを、これをもうかえろという場合には、省令か何かできめであるのですか。

○説明員(安養寺重夫君) 免許状取得に必要な単位数、これは法律で規定してございます。その個々の科目及びそれに要する単位というものは、お説のように省令で規定しておるわけでございます。

○千葉千代世君 それは私も承知しておりますけれども、改正したのがこれから公布になるわけでしょう、免許状のね。これから公布になって効力を生ずるわけでしょう。そうすると、それ以前にした講習というものを、これを

もって充てるという省令はないでしょう。単位は、それはもちろん家庭科その他の単位は何々をもらわなければならないというものは、これは免許法に書いてありますがね。新しい教科ができた、それをわざわざ講習をしなければ免状をやらなければならないというわけ、その講習は法律の施行以前にしたものもこれは認めるのかどうかと言ったら、認めるとおっしゃったでしょう。そうすると、その省令はどこにあるのかと、こういうことなんです。

○説明員(安養寺重夫君) 職業の免許状のほかに新しい免許教科の技術というものができるとに伴いまして、この新しい技術の二級の免許状を出すという計画は、本年度を含めた三十九年度の現職教員修了者に対して行なう、かような考え方での法案の付則の六項にそのうことを書いておるわけでございます。従って、本年度さらにこの新しい計画はございまして、これに漏れなく受講していただくということになれば、一応全員に新しい教科の免許状の交付ができる。お話のございましたように、その他のこととして省令等で規定したような過去の例はございませう。

○千葉千代世君 私、ちょっとわかりにくいのですが、昭和三十三年にも学習指導要領の中に、技術の教科の問題について書いてあると、こう言いましたね。免許状ができるのはこれからできるわけですね、技術の。その間は免許状がなくていいと言ったのです。実際効力を生ずるまではこれだからこうやって、それでしょう。そうすると、法律のできる前にした講習が生ずるというのとはどういう意味ですかと、こういうわけですね。

○説明員(安養寺重夫君) 今度の改正法案の付則の六項に規定しておるわけでございますが、こういった中学校の新しい免許教科の設定というものは三十七年度から実施をするという予定でいたしておるわけでございます。それまでは従前通りでもよろしいわけでございます。従って、本年度の現職教育の実施を含めて三十七年度の新教科が学校で実際に運用されるまでに間に合えばいいというふうな考え方になっておるわけでございます。

○千葉千代世君 この中学校の技術科の必置に伴って予算が相当大幅に増額されなければならぬと、こう思っておるわけなんです。三十七年度の補助の単価が大体三千万で四十四校分と、この計上されておったと思うのですが、これはやっぱり二分の一の負担じゃないかと思うのです。それと、もう一つは、これを必置制でやっていきますという、一学校当たり一般的なものとして文部省あたりではどの程度の設備基準をねらっておるのでしょうか。それを説明していただきたいと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) ただいまの三千万一校当たりというお話は、三十六年度予算に計上いたしました産業教育振興法に基づく補助金の中学校産業教育設備補助金のことかと思ひます。従前、昭和二十七年以降、中学校の産業教育の設備充実のために、一校補助金が十五万円、二分の一、従って事業総量にいたしまして三千万円になるわけでございますが、この補助金を二十七年度からずっと続けて参つた

わけでございますが、教育課程の改訂に伴いまして、一応そういった補助金を公私立の全部の中学校に文部省としては交付をいたしたいと、こういうふうな計画を持しまして、一応三十六年度には、いまだその補助金をもらっていない学校の半分に対して、すなわち四十四校分の補助金の積算をいたした、かようなことになっておるわけでございます。

○千葉千代世君 この中学校の技術科の必置に伴って予算が相当大幅に増額されなければならぬと、こう思っておるわけなんです。三十七年度の補助の単価が大体三千万で四十四校分と、この計上されておったと思うのですが、これはやっぱり二分の一の負担じゃないかと思うのです。それと、もう一つは、これを必置制でやっていきますという、一学校当たり一般的なものとして文部省あたりではどの程度の設備基準をねらっておるのでしょうか。それを説明していただきたいと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) ただいまの三千万一校当たりというお話は、三十六年度予算に計上いたしました産業教育振興法に基づく補助金の中学校産業教育設備補助金のことかと思ひます。従前、昭和二十七年以降、中学校の産業教育の設備充実のために、一校補助金が十五万円、二分の一、従って事業総量にいたしまして三千万円になるわけでございますが、この補助金を二十七年度からずっと続けて参つた

わけでございますが、教育課程の改訂に伴いまして、一応そういった補助金を公私立の全部の中学校に文部省としては交付をいたしたいと、こういうふうな計画を持しまして、一応三十六年度には、いまだその補助金をもらっていない学校の半分に対して、すなわち四十四校分の補助金の積算をいたした、かようなことになっておるわけでございます。

○千葉千代世君 そうしますと、設備基準というものは大体文部省のねらっている程度まで上がついていっているのでしょうか、二十七年から続けておつて。

○説明員(安養寺重夫君) 先ほども過去のことをちょっと触れましたが、昭和二十七年からずっとこのように教科の充実を努めて参つておるわけでありませう。特に公立の中学校につきましては、義務教育国庫負担金の教材費の国の負担額分もございませうし、なお、大いに充実を要するといふような観点から、特別に、それとは別にいわばほむつきの設備充実費とい

うものを出してきたわけでありまして。私、現在どのようになっているかという詳細はよく知りませんが、まあ相当これによって充実が出来るであろう。なお、この上に教材費等を有効適切に各市町村においてこの教科の発展のために特に重点的に使っていたきたというように、文部省として申しているような現状でございます。

○千葉千代世君 先ほどおっしゃった産業教育の補助金ですね。これはやっぱり産業教育の補助金という名目ではあるけれども、実際的には中学校の技術科の設置に伴う経費の中に大部分使われているのでしよう。これは一体のものなんですよ。いかがでしようか。

○説明員(安養寺重夫君) 昭和三十三年度の改訂というものが学習指導要領自身としてはあったわけでありまして、実施は三十七年からということになっておりますけれども、指導要領の改訂自身は三十三年度からはつきりしたわけでありまして。従って、それ以後の補助金の使い方、あるいは教材費の使い方、こういったものについては先ほど申し上げましたように、この教科を重点的に取り上げるといふ形で有効に経費を投入してらうというふうなことでやっているわけでありまして。

○千葉千代世君 次に、技術科の教員の養成でございますけれども、今、まあ単に講習して、そして技術科の免状を特別やっただと、こうございますね。これから技術科の教員の養成をどのようにしてやっていらっしゃる構想があるのでしようか。たとえば大学内でもう

うふうに養成していくとか、どういうお考えでしようか。

○説明員(村山松雄君) 技術科が発足いたしましたけれども、当面は先ほど御説明申し上げましたように、従来職業科を担当されておられた方で講習を受けて新しい技術科の免許状をもらった方で担当していただければ間に合うわけでございます。従って、今後減耗の補充として新規養成の問題は重点的に起こってこようかと思っております。それに對しまして、昭和三十三年度の教育課程改訂以降、少なくとも教員養成を主たる目的としております国立の学芸大学教育学部、学芸学部におきましては、従来の職業科の教員養成コースを新しい技術科の教員養成コースにだんだん切りかえることを計画し、実施して参っておりますわけでありまして。それに對しまして、文部省といたしましては新分野の教育は相当設備費なども要することでありまして、それから教官組織につきましましては、従来の職業科は農業中心に参つたのを工業中心に切りかえる必要もございまして、教員組織については改編をしなければならぬといつたような事態になっておりますので、まあ大学の計画と対応いたしまして文部省におきましても教員組織の充実に努め、それから必要な設備費の重点的な配分を行ないまして、将来の技術科の教員の新規需要には対応できるようにやっております。

○千葉千代世君 そうしますと、かつての青年学校教員養成所というのをお出になった方々は農業を中心にしておにもやっただ、それで工業方面が不足しているから、これは講習で補ってやる、今後は適当な大学でもって技術を

中心とした教育をやっていく、こういうことですか、減耗を補うために。

○説明員(村山松雄君) 今後の問題といたしましては、新しい技術科の免許状の取得要件もきまるわけでございます。その取得要件を満たすに適切な教育課程を設け、施設、設備を整えて教員養成をやっていくたい、かように考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 今度の改正の中で、教科が変わったから免許状を変えた、こういうことは別としまして、やはりこの免許状の体系がくずされていく、こういう非常に心配する面が多いと思うのです。こういう点では私どもは反対でございますが、きょうは質問ですから、免許法に対する質問はこれで終わります。

○豊瀬一君 ただいまの千葉委員の質問と関連して、技術関係のことで、技術科のことについてお伺いしたいのですが、なるほど、先ほど答弁がありましたように、三十四年度ですか、指導要領ができて、技術課程が三十七年度に発足する、これはわかるのですが、免許法の中に、今度の改正で見ますと、第四条の第五項の、「中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育」、この中の保健の項には、保健、技術、体育、こういう名称で免許法の中には入るんでしよう。そう考えていいですか。

私が指摘した第四条の第五項の第一号の「保健体育」の中に「技術」という用語だけ入るんじゃないですか。「技術」、「家庭」という用語が入るんですか。

○説明員(村山松雄君) 「保健、」の下に「技術」が入りまして、「家庭、職業」と続くわけでございます。

○豊瀬一君 下のとも読んだのです。挿入句としては「技術」だけです。ね、これは。

○説明員(村山松雄君) そうでございます。

○豊瀬一君 そこで、免許法の改正法律案の、ただいま私が指摘したところによりまして、この法律案が通ると、初めて免許法の中に美術、保健、技術、体育、こういったものが入ってくるわけですね。そうすると、この免許法の新たな定めによる教科の免許取得しようとする、何といひますか、作用というか、行動というものは、本法律案が通つて後に、新たに免許法に定めるところの必要な科目として行なわれる、こういうふうに解釈すべきではないでしようか。

○説明員(村山松雄君) 厳密に改正法を適用いたす場合には、新免許状に対する取得要件獲得の一切の行動が、法律改正後に発効するといふ方法もあるわけでございますが、実際問題といたしましては、今回の改正によつて教科名が変更になる免許教科につきましても、従来の免許状の取得要件のもとに免許状を取得すべく勉強中ないしは現職教育中の者もあるわけでございます。そういう従来の努力を一切ゼロにして、改正法施行後新しくスタートといふことは、実情に即しない点もございまして、この改正以後、新免許教

科の取得要件を満たす際には、従来の免許状の取得要件充足の段階をも含めまして運用するように付則を用意してございまして。

○豊瀬一君 省令の定めるところは、ただいま御回答になった通りでしよう。また、そういった便法も考えられないではないでしよう。しかし、免許法に定めないとこの教科の教員に対して、免許状取得の講習会が行なわれるというところは本体ではない。免許法に定める教科がきまつて、言いかえますると、免許法改正が行なわれて、技術科といふものが、技術、家庭といふものが挿入され、その免許法に定める教科の免許状をとりた、またとらせたい、そういう資格を与えたいといふことで初めて行なうのが至当ではないですか、こう言つておるわけですね。

○説明員(村山松雄君) 前段の技術科の問題につきましては、現在行なつております講習は、技術科の免許状取得を目的としてやっているものではなから、先ほど御説明申し上げましたように、教科改訂に伴う新教科の趣旨徹底のための講習でございます。しかしながら、この趣旨徹底の講習を受けることによって、新しい技術科の指導力をつけ得るといふ観点からいたしまして、この講習を受けた者につきましましては、従来の職業ないし図画工作の免許状を持った者で、この講習を受けた者につきましましては、まあ免許状切りかえの手續を非常に簡略化したしまして、この講習を受講したという事実を即して、新しい技術の免許状を授与できることにしようといふ措置を、この改正法律案でとつておるわけでございます。それから、後段の点につきま

ては、先ほど御説明申し上げましたように、法律改正以後、一切の新しい措置を講ずべきか、従来の措置も経過的に通算できるようにするかということ、これはまあ当否の問題はあろうかと思いますが、現場の実情に即して、あるいは、従来の努力がゼロにならないように措置を講じよう、現段階では考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 非常によくわかる御答弁をいただいたのですが、指導要領は何という法律の何によって定められておりますか。三十四年改正の指導要領のことです。

○説明員(安達健二君) 学校教育法の小学校のところから準用されておりますから申し上げますが、学校教育法の二十条の「小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、監督庁がこれを定める」という規定がございまして、この規定。それから中学校につきましては第三十八条にございましてこの規定に基づいております。

○豊瀬一君 従って、ただいまの御答弁のように、定める権限の位置については、小学校については二十条に定めてあります。定めたものは、これは文部省が定めたものです。従って、指導要領が改訂された、それに従って必要な教科について必要な能力を与えていくという配慮については根本的には否定するものではありません。しかし、私は免許状を与えるという角度からだけ申し上げていくと、先ほどの前段の答弁は、措置としてわからないことではないけれども、建前としては、免許法の中に新たに必要教科が、改正手続がとられる、その科目について必

要な講習あるいは履修の措置が行なわれる、これが建前ではないかと、こう言っているのです。それがそうじゃないとおっしゃるのですか、それが建前だとおっしゃるのですか、御答弁願います。

○説明員(村山松雄君) 学習指導要領に定めております教科と、それから教育職員免許法に定めております免許教科とは、これは法体系として別体系で定めておるわけでございまして、厳密に申せば全く教育分野を包括しているものでは現在でもないわけでございまして。指導要領の教科としては一つであるものにつきまして、免許状の場合には、その包括範囲の観点からいたしまして、二つに分割しておるものもございまして。そこで、今指導要領が変ったから免許教科の方も直したという事ではなくて、免許教科としては一人の先生が学習の指導ができる範囲を適切にきめるという観点できめるべきものでございまして、実際問題として、学校の教科と免許教科とが合致することが望ましいという事は言えると思ひます。そこで、今回免許法の改正する機会に、でき得る限り免許教科の方を学習指導要領に定める教科に合わせた次第でございまして。

○豊瀬一君 私もあなたの御答弁のように非常にわかりやすく言っているつもりですが、私の聞いていたのは、免許状を与えるについては免許法の定めによるべきである。新たに教科が設定されても、免許状を与えるという措置は、免許法の改正が行なわれて、その中にたとえば今回のごとき技術、家庭というものが入れられ、免許法が制定されたから、従って本免許状を取得するために、これこれの講習会、あるいは養成課程についてこれこれの履修を行なわせる、これが正当の措置ではないですか、こういうのです。だから正当であるかないかと答えたいだけではない。

○説明員(村山松雄君) 建前としては、免許法改正によりまして取得要件が変わりますれば、その取得要件充足の方法も免許法自体にきめるのが一番筋の通ったやり方であるということ、は言えると思ひます。

○豊瀬一君 それだけお答えいただければけっこうです。そこで、千葉委員の質問に関連して一、二ただし私の予定の質問に入りたいと思うのですが、これは何人といえども免許取得の方法というものは免許法改正が行なわれてやるのが建前です。ただ、文部省としては昭和三十三年に技術、家庭科が入ってくる。そのために事前に三千年間の日月をかけて養成をしてきた、こういう御報告でした。だから私は三十七年に技術、家庭科の教科が実施される際に、それに即応する体制を事前から措置するといふことについて、いなやを申すのではあります。しかしながら、三十四年に指導要領が改訂されたとするならば、当然そのときに技術、家庭科という免許法の改正が行なわれて、その免許法の改正に基づいて必要な教員の講習あるいはその他の措置がとらるべきが本体ではないか、こう思うのです。いかがでしょうか。

○説明員(村山松雄君) 御指摘のような措置の仕方もあろうかと思ひます。参考までに蛇足ながら申し上げますと、教育課程の改訂は、中学校については、昭和三十三年にできたわけでありまして、以後、三十七年までは移行措置ということでだんだんに切りかえて行つておるわけでございまして。免許状の方も教育課程の改訂が全面的に発動しておらず、従って、新しい教科は存在しないわけでございますので、存在しなくても、もう確定的であるから、それを見越して免許法の方も直すという方法もあり得るわけでございまして、昭和三十四年に施行規則の取得要件の細目を改めまして、具体的に申し上げますと、従来の職業科の取得要件を二つの方法に分類いたしまして、一つは、従来の農工商を包括した職業科の取得要件、もう一つの方は、新しい技術科を予定した設計、製図、木工、金工、機械、電気といったような科目を中心とした取得要件に改めまして、今日まで職業科につきましては、二つの取得方法で免許状を授与しておるわけでございまして。これがいわば免許法の移行措置と申しますか、そういうことでやつて参っております。今回、学習指導要領が全面発足する時期と大体あわせまして、免許法の改正も行なつてはつきりさせるよう、かように考えておるわけでございまして。

○豊瀬一君 先ほど初等中等課長ですか、あの人の途中で尋ねましたのは、なるほど、定むべき権限の移譲は学校教育法で所轄庁とされたわけでありまして、しかし、それは指導要領は法律でございまして、従って、ただいまのような説明がわからないではないのですけれども、当然私は三十四年度に必要な免許法改正の手続がとられ、それ

に基づいて三十七年度実施の際に間に合うような態勢がしかれてくべきであつた、こう思うのですが、やはりそういう方法は間違ひだ、私が指摘しておるのが正当な方法でないとおっしゃるわけですか、私が指摘しておる方法がオーソドックスな方法とまだお認めになりませんか、御答弁願います。

○説明員(村山松雄君) 免許状の科目の改正並びにその切りかえ措置につきましては、時期的あるいは方法的にいろいろ方法があるかと思ひます。いずれがより筋が通つたものであり、あるいは実際に即したものであるかにつきましては、いろいろな議論があるわけでございますが、文部省といたしましては、免許法の改正は教科課程の全面実施に合わせるという事でやつて参つたわけであります。あなたがそれが非常に不適切な方法であるという事は言わなくてもよろしいのじゃないかと考えております。

○豊瀬一君 なるほど名答弁です。私はやっぱり皆さんもなるほどと云うなすいてあるのじゃないかと思ひますが、成規の手続からいくと、前にもこれは論議されたことですが、諸学者の間で、学校制度のあり方、あるいは教育行政権の内容等につきまして、権限範囲につきましても、諸学者が非常に論争した点ですが、やはり指導要領の改訂で、それから出発していくという事でなくて、それを改正するとすれば、文部省としては所要の免許法の改正の手続を行なう。それと同時に所要の免許法の改正に必要な免許状が取得できるような措置、方法を講じていく、これが当然の措置であつ

て、便法上あなたが言われたような措置を、特別ここで不適切であるとか、間違ひであるとか言いませんけれども、自後いろいろな問題がある際にも、私はそれが正しい立場と思ひますので、御配慮をお願いしたいと思ひます。そこで、一応私の所論が誤りでないとするならば、免許法が今国会で改正されて、技術、家庭といふものが新たに挿入されてくる。それから技術、家庭科の免許状を取得したいと意図する者と、指導要領の改訂だけで、何らかの文部省あるいは教育委員会主催等の講習会に出席した者との間に免許状を与えられる資格についてアンバランスを生じるということ、必ずしも好ましいことではない、こういうふうに考えるのですが、免許法改正後、この教科の免許をとりたいと考える者についてのそのギャップはどういう方法で埋められる予定ですか。

○説明員(村山松雄君) 免許法改正以後に、新しく技術科の免許状をとるのにつきましても、技術以外の他教科の免許状取得の方法と全く同一でございまして、この間のアンバランスはないと考えております。それで、問題は新しく技術の免許状を取得する者と、それから従来、職業ないし図画工作の免許状を有しておいた者で、講習を受けることによって技術科の免許状を受ける者とのバランスとの問題でございまして、これは職業ないし図画工作の免許状を取得したときに、他教科の教員免許状を取得する者と同じ条件で取得するわけにございまして、その上に講習会というものが付加されるわけにございまして、従って、負担度からいけば、新しく技術の免許状をとる者より

は負担が重いということが、むしろ言えるのじゃないかと思ひます。ただし、負担が重くても、これらの方々はそういう措置をしなければ、実際問題として新しい技術科を指導するのには、実力の面で欠ける点もあるわけにございまして、講習を受ける程度の負担をプラスすることはやむを得ないのじゃないかと考えております。逆に講習を受ける程度で、この旧職業、図工と、それから新しい技術とのギャップが埋められないではないかという逆の御意見も出ようかと思ひます。しかしながら、実際問題として、職業科を担当しておられる先生方は非常に多数おられるわけでありまして、講習を受ける程度で、技術科の新規免許状を受領できるようにするのが一番バランスのとれた方法である、かように考えております。

○豊瀬一君 私指摘しておるアンバランスという問題は、本年度、本国会をこの法律が通過するとすれば、免許法の中に正式に、私生児としてでなく、正式にこの教科が入るわけですね。それから免許状をとろうとする人は、それまでの講習等を受けて免許状を取得するまでの間が、同教科に關しては中学校教諭二級免許状が授与されないわけですね。ところが千葉委員の指摘の際にお答えのように、あなたの提出の法律案要綱の第六の二によりますと、「文部省令で定める技術の教科に關する講習を修了したもの」、十二日間やられたらしいのですが、この人たちは十二日間の講習を経ておれば二級免許を授与されることになりまして、本法が成立すると、そうすると、嫡出子になつて、後に技術課程の免許状を

得ようとする者と、私生児時代の講習を履修した者との間にギャップが生じて、これをどうして埋めますかと聞いておるのです。

○説明員(村山松雄君) 御質問の趣旨がややつかみかねるので、少しづつでもしませんが、従来、職業科の免許状を持っておいた者で、新しい技術科の担当を希望し、かつ講習を受ける者は、これは全員講習に参加していただくことになっておりますので、全員、技術の教科の免許状が授与できることになりまして、それから新しい技術の免許状をこれから、従来はかの免許状などを持たないで、大学等で履修することによつて新しい技術の免許状をとる者につきましても、この切りかえの問題ではございせんので、むしろほかの教科の免許状取得の方法のアンバランスを考へるのが筋でありまして、切りかえの者とのアンバランスということは考えなくてよろしいのじゃないか、かように考えております。従ひまして、この新しく免許状をとる者と、それから切りかえにかかるとアンバランスというやうな問題自体が起り得ないものと了解しております。

○豊瀬一君 あなたの御答弁は前提を必要とします、前提を必要とする。どういふ前提かという、従来、職業課程をとつておいた者で技術課程を希望する者は、全員、該講習を受講すべきであるという前提を必要とする。ところがたとへば、私も当時教員をいたしておつたのですが、免許法が改正されないのに講習会があつたつて、それは行方定かでないものだ、教科はできて免許法にないのだから、それをとつておつても意味ない。こういう氣持を

持つて、あなたの指摘された講習会を受けていない者とのアンバランスをどうしますかと、こゝで聞いています。アンバランスというのはそこです。だから先ほど御指摘しましたように、免許法ができてからが嫡出子、それまでは指導要領子息ですね。免許法じゃない。だから免許法ができたその中の講習を受けた。指導要領の間では、それは免許状をもらへるかどうかはわかりませんがアンバランスを今後どう埋めるか、こゝで聞いています。

○説明員(村山松雄君) 講習会は、本年度も実施することになっております。免許法改正が成立いたしますれば、従来、免許法がないから講習会に参加してもしようがないというやうなお考えであつた方も参加されるのじゃないかと思ひます。今年度の講習会の予定といたしましては、全員を参加せしめるだけのものを用意してはいるはずでございまして、アンバランスの問題は、今年度中には、かりにありまして、解消するのじゃないかと、かように考えております。

○千葉千代世君 ちょっと、さっきの問題に關連しまして、端的に伺いますけれども、この前に指導要領が改訂になつて、講習するときに、この講習を受けなければ、この技術科の免許はあげませんよといつて参加させたのですか、そんなことはいいでしょう、免許状はできてないから、それはできないわけですね。そうすれば、今おっしゃられる、前にやつた講習をそこにくっつけていくといふことを免許状を満たす条件とすること、そのこと自体がおかしいのではないかと、さつき質問し

て、豊瀬委員の質問の中で、やはり問題が深まっているんですけれども。

○説明員(村山松雄君) かりに免許法の改正をせず、従つて免許教科の改訂をせず、職業という免許状のままにいたしましたものと、従来の法解釈からいいますと、教科の名前と免許教科の名前が一致しない場合には、できるだけ近い免許教科のものをもちつて相当免許状とするという解釈運営をやつて参つたわけにございまして、職業科の免許状が技術科の相当免許状ということになるかと考えます。そういう場合を想定いたしますと、職業科の免許状を持った方が、技術科を担当しなければならぬことに相なるわけにございまして、職業科担当の先生方は、教育課程が改訂になつて職業科の改変せらるべき分野についての講習会があるということになりますれば、免許状の問題を離れても、進んで参加すべきじゃないか、このように考えるわけにありません。免許法の方がはつきりしないからといふことが、講習会の参加不参加をきめる根本的な理由にはならないんじゃないか、かように考えておりますので、アンバランスは生じないといふことを再々申し上げておるわけに参ります。

○豊瀬一君 そこで、問題を進めていきたいと思ひますが、その前に、先ほど中等教育課長ですか、説明の、学校教育法三十八条の定めによるところの中学校の教科に關する事項は云々、監督庁がこれを定める、この監督庁の定めというものと、学校教育法施行細則の……ちよつと条文が探にくいので今の質問を返します。学校教育法二十条の「監督庁が、これを定め

よ。」という定めと、学校教育法施行規則第二十四条の小学校の教育課程はこれである、この定めとは、いずれが法制的な立場からウエートが強いと見られますか。

○説明員(安達健二君) 学校教育法第二十一条の規定に基づきまして、学校教育法施行規則の二十四条から二十八条までが、主としてこの二十条の規定を受け継いだものと考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 そうすると、中学校の項はどこにありますか、質問としては不適当ですが、指摘して下さい。

○説明員(安達健二君) 中学校は第五十三条、それから五十四条と五十五条の中に、小学校の部分の準用したのがございます。

○豊瀬一君 指導要領制定のとき、ないしは技術課程についての講習会開催の時期と施行規則の中に技術課程の項を挿入されたのは、いずれが先ですか。

○説明員(安達健二君) 施行規則の方が先でございます。

○豊瀬一君 そこで了解をいたしました、養成課長さんにお尋ねしますが、過去三カ年間にしまして技術課程の講習会を受講した者の年次別の数と、その総数並びに全国の技術課程の教師の必要総数を知らして下さい。

○説明員(安達寺重夫君) ただいま関係の資料を持ち合わせておりませんので、さっそく調べまして、いずれ後ほどお答えしたいと思います。

○豊瀬一君 年次別が無理だとすれば、三カ年間で受講した総数と必要総数だけでもけっこうです。

○委員長(平林剛君) それは今答えられますか。

○説明員(安達寺重夫君) はあ。

○豊瀬一君 それではいいです。なぜ私がそれを聞いていたかと申しますと、先ほど質問しましたように、免許法改正が行なわれずして当該教科の講習会が行なわれている。従って、私のように当時教師をしておった者は、免許法改正が行なわれない限り、それは単位取得としては不適当である、免許取得の段階としては不適当である、こういう見解をもつて講習会に参加しなかつた者があるはずで、そうすれば、課長答弁のように、全員が参加している予定でございますので、本法案改正が実施され、ないしは三十七年度になつてもその間のアンバランスはございません、こういうことは成り立たないと思ふのです。そこで、その数が出てその問題に触れていきますが、次に進みますが、先ほど指摘したように、事前の指導要領に基づく講習会と正規の免許法改正後の講習会の受講者の間に、少なくとも講習を受講し終るまでの間に免許状取得についてのギャップがあることはいないかと思ふのです。そこで、もしかりに本改正案が通過した後に、三十七年度実施までどういふ計画の講習会を行なわれる予定であるか。

○説明員(安達寺重夫君) この法律の附則の六項で、現に職業あるいは図画工作の教科についての免許状の授与を受けている者、こういうものが文部省令に定める技術の教科に関する講習を終了したときには、技術の教科の二級普通免許状を授与するという事になっておるわけですが、この規定の定の実施は昭和三十一年四月一日という事になりまして、昭和三十一年度以降においてこの規定が動くわけでございます。従って、三十四、三十五、三十六年度と、本年度のこの関係の講習会もこの中に含まる予定になるわけでございますので、受講漏れの方のないように、現在、都道府県に本年度の実施計画を立案して実施するように、かように申し上げておるわけでありまして、従って、一応そういう措置を周到にすることによって、現にこういう教科を担当して、その教科が技術の方に動いていった場合に、それらの人々は全員その附則の六項に該当するといふようなことを考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 だから、まあまあがまんして質問を続けておるのです。本年度から技術課程が正規に実施されるとすれば、免許法改正後と改正前の過去の講習会のあれが単位になるかならないかという事は、これは重要な問題です。あと一年残っているから、まああまり摘出子ではないけれども、がまんして了解しておきます。そこで、そのためには少なくとも来年度の正規の実施の際には、この免許を取得したいと考える人たちが、過去三年間の経過と、免許法改正の意図が明らかになつた今後との間に、講習受講についての不平等の取り扱い、あるいは講習会不足のために、来年度実施の際に二級免許状がもらわれないといったような事態が発生することをおそれおる。だから、何人残つておつて今年度どういふ講習会を実施しますかと、こう聞いておる。非常に親切な質問でしよう。

○説明員(安達寺重夫君) どうも同じことを繰り返して恐縮でございますが、この附則の六項というのは、われわれ俗に言います切りかえ措置でございます。現に教員の職にありまして、これらの関係の教科を担当し、昭和三十一年度以降に技術の教科というものが具体的に発足をする、将来にまたその教科も担当しなければならぬ人といふような者に対する切りかえを考慮しておるわけでございます。従って、一応、現在教育課程の改訂によりまして、将来その教科を担当しなければならぬ人といふのはつきりしたためのある人は、全員これに御参加をいただきたい、従って全員に技術の免許状を新たに交付されることになるであらう、こういうことを前提にしておるわけでございます。

○豊瀬一君 従って、三十七年度以降、技術、家庭という教科が中学校に実施されて、あとで自分は新しく教師になつてその免許状をとりたいという人は、オーソドックスな方法、また、現在すでに教員になつておられまして他の教科を担当されておる、しかし、ぜひ技術の教科も担当していきたいというような人が、かりに免許状を授与されたい場合、これは、また新しいオーソドックスな方法で免許状の授与資格を取得していただく、かように考えておるわけでありまして。

○豊瀬一君 あなたの御答弁はこういふふうに理解してよろしいんでしょ。昭和三十一年から実施されるから、今日以前に講習を受けておった者も、今日以後講習を受講する者も、三十七年のときは全員ですから足並みがそろいますと、こうおっしゃつておる。だからアンバランスはございませ

ん。ところが過去三カ年に十二日程度の講習会をなさつておるんでしょ、先ほどの答弁によると。その条件が、あなたの資料が出ないからわかりませんけれども、かりにあなたの資料が出て、過去三カ年間のうちに三十七年度までにそれを希望する人々が全員漏れなく受講しておるとすれば、私の心配は解消します。ところが今日現在、当該講習会に参加しなかつた者がおるとすれば、来年の実施までには、講習会等の措置によってこの適用を受けようとしておる。それが全然過去三カ年間の講習会で解消してはいますかと、こう聞いておるんです。今後他の教科から、あるいは新たに教員を希望した者については御指摘の通りのことですか、これは心配はしてありません。

○説明員(安達寺重夫君) 今御質問なさつておられます過去三年という、最後の三年目というものは、昭和三十六年度、従って、これから先都道府県で行なわれる講習会も一応含まれておるわけでございますから、現在こういうふうな法制を明らかにし、こういう方針が出れば漏れなく参加はできる、また、そのようにしたいと、かようにお答えしておるつもりでございます。

○豊瀬一君 私、過去三カ年間のうちの三十五年度までと解釈しておりましたので、その点は間違ひありません。あやまつておきます。過去二カ年間に訂正いたしますが、しかし、それでもなお過去二カ年間の講習に、昭和三十六年度に行なわれる講習を積み重ねないと、三十七年度実施の際に二級普通免許状をもらうには充足できませんか、それとも過去二カ年の間に全然受

講していかなくても、三十七年度から受けようと思った場合でも、これは完全に充足できますか。

○説明員(安養寺重夫君) 今までやっております講習会というものは、いずれかの年度で一人の先生が十二日間の講習をやっていたというところになつていくわけでございます。従つて、三年続けた三十七年度ということではございませぬので、過去二年、いまだに受講していないという人も、本年度間に合せて出ていただければ、十分ここで救済ができる、かような考え方でございませぬ。

○豊瀬一君 そすると、過去二カ年間の間に十二日間の講習を受けておれば、二カ年間続いて受講をしなくても、本法の適用は受けられる、同時に、全然過去に受けていない者でも、三十六年度は本法実施に必要な講習会措置は完全に行なわれる、そういうふうに理解してよろしいですか。

○説明員(安養寺重夫君) さようでございます。現にそういう関係の予算も組みまして、一応府県に予定を組ましておるわけでございます。

○豊瀬一君 私は疑問点は氷解いたしました。後ほど、先ほど申し上げました数がわかりましたならばお知らせ願いたいと思ひます。

次の質問に進んでいきます。

○説明員(安養寺重夫君) 先ほど保留いたしましたお答えでございますが、受講の結果の数を申し上げますが、三十四年度は八千六十三人、三十五年度が七千五百五十四名、これは実施の結果でございます。一応、各都道府県から文部省の方に報告を受けました予定数というものは、九千九百

十二名というものが三十六年度これに参加をしたいという希望でございます。なお、現実にはわれわれが必要であるかと思われ、予定数と申ししますか、見込数と申ししますのは、大ざっぱに申しますと一万八千ぐらいになるのじゃないか、かように考えているわけでございます。

○豊瀬一君 ただいまの一万五千二百程度の二カ年間にわたる受講者の中には、現場の教師となる人々だけでなくして、教育委員会の当該関係のある職員であるとか、あるいは単に技術だけであるとか、技術、体育という講習会が開かれたために、体育関係の教師等も含まれているのではないかと申しますが、その点は技術科に対してのみ、あるいは技術、家庭科のみのたゞいまいでございませぬ。

○説明員(安養寺重夫君) 一応過去の実施に照らして申し上げますと、この向きの技術、家庭科の短期講習会の男子向きの数を申し上げたのでありまして、この講習会の参加資格といつたしましては、原則論としては、現在、中学校の職業の免許状あるいは図画工作の免許状を持つておられる方で、将来、三十七年度以降技術の教科を担当する予定の者というものが参加者の資格になっております。従つて、今御指摘のような教育委員会の事務局の職員も来ているのじゃないかという点には、あるいはその人が現場の先生から、現在、委員会の指導主事になっておられ、やがてはまた現場にお歸りになるという人であるかと思ひます。あるいは多少入つておるかとも思ひます。なお、他の教科の人間が来ておる

のじゃないかというお話でございますが、一部そういう例もあるように聞いております。

○豊瀬一君 私が心配するのは、その数字だけあげても大体二、三千人程度まで残つておられます、そして私自身も、参議院議員になりました、文部省の技術課程の講習会等は時おりある場所でのぞいたことがあるのですが、来ておるメンバーを見ますと、届け出た人数に合わせるため、全く担当外の人間が講習会に出席して、私どもの顔を見ると頭をかきながら、委員会からかり出されて行かざるを得ないものだから来ておるのだから、あしからず了解してくれと、こういう状態が率直に申し上げてあるのです。だから、この点はもう過去のことですから、そういう講習会に対してとやかく申しませんが、その点の実態を十分ふまえていただいて、昭和三十六年度に行なわれる講習会につきましては、技術課程の実施に支障ないように十分の講習会等の措置をとられ、また、昨年まで不参加した者が、三十七年の実施の際に、免許状取得等の講習会の収容人員あるいは講習会の時間等によつて免許状取得に支障を来すような措置がないように善処していただきたいと思ひますが、よろしくございませぬ。

○説明員(安養寺重夫君) 御趣旨を体して、その通りにうまいやうにしたいと思います。ところで、

○豊瀬一君 本問題に対する質疑はこれで終わります。

次に、私は、特に本法案の改正の骨子であるところの工業並びに理科、数

学に対する教職課程の修得の免除特例

について質問を行ないたいと思ひます。まず、文部大臣にお尋ねしたいのですが、学校教育法あるいは憲法等の定めから見ても、さらには免許法等はその趣旨を受けたものですが、総括して申し上げますと、青少年を教育するといふ事業に携わる者が、教職課程を履修せずしてその任務につくといふことは非常に好ましくない現象であることは非常なものです、大臣の基本的な御見解はいかがでございませぬか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通り、まあ原則であり、できるならば避けたい事柄だと思ひます。

○豊瀬一君 すでに大臣も御承知の通り、将来、教育に従事する者に教職課程を必修としたのは決して簡単な問題ではないと思ひます。これは教育基本法が定めるように、新しい教育の方針といふものは、最高裁の判例にもありましたが、人の命は地球よりも重い、そしてこの人間の生命といふものを特定の目的のために伸ばしていくといふことでなくて、本人の持つて生まれた個性を百パーセント尊重しながらこれを伸展させていく、こういう作用が基本的に重大であると思ひます。こういう作用を受け持つ教師に教職課程を免除あるいは半減していく、こういうことは、大臣は工業教員養成所の際にも、好ましくないけれども次の善の策である、こういう説明をされたと思ひます。私は、専門教科の履修について一、二単位程度免除して、たとえば一年間のうちにこういう講習会を行なつてこれを取り戻していく、こういうことならばよろしいと思ひますが、教育原理であるとか、教育心理であるといふような教職課程に属する

諸教科は、従来、本人がよほどの努力意識がない限りは、これはなかなか理解しがたいと思ひます。これはなかなか理解しがたいと思ひます。これは私がちやうどいうまでもないと思ひますが、こういう教師の一番基礎になるものを、踏み合をはずしておいて、その上に立つておる者を教師であるといふ、教師になり得るという考え方が、これは非常に誤りであつて、少なくとも教職課程は必ず履修すべきものでなければならぬと思ひます。しかも教員不足の理由といふのは、大臣も御答弁のように、教職課程を修得しなければならぬがゆゑに教員が不足しているのではない。こういう点も考えていきますと、将来ともに大きな問題をばらんとすると思ひますが、かりに一步譲りまして、工業においては漸減、もちろん従来は半分でしたから、半分しか減つていないという理屈は成り立つてしまふが、工業、理科についてこれが免除規定を定められる、こういう点に対して、将来これらの教師に対してどういふ方途をもつて教師たる基礎的な教養を修得させよう、ないしは与えようといふお考えをお持ちでございませぬか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先日、千葉さんの御質問に対してお答えしたと記憶しますが、まさしく御指摘の通り、の欠陥があると率直に認めざるを得ないと思ひます。それでもなおかつ当面の教員組織に間隙なからしめるという重要性も考え合わせねばなりません。で、やむを得ず次善の策、便宜の臨時措置といふことで御理解をいただきたと申し上げたわけでありましたが、ただそれだけで終わるべきじゃありません。

さいませんので、現職教育を極力実施することによってその欠陥をできるだけ補うということをあわせ行なわねばならないと思います。それにつきましても、三十六年度予算にそのための特別の予算を計上しておりますので、はなはだ手落ちでございますが、三十七年度以降におきまして、必ずこれを予算措置も講じまして、今申し上げましたことを実行して、その欠陥を補いたいと思っております。

○豊瀬一君 政府委員ないしは説明員の方にお尋ねしますが、改正要綱の第四項、私がたゞいま質問をしております条項ですね、免許法改正法案では第十三条、この適用を受ける者が、昭和三十一年、八年等の時期において、この適用を受けた者がどの程度、どのくらい工業ないしは理数科等の教師になると見てあるか、逆に言いますと、この改正案の十三項によつてどの程度教員の確保ができるかということですね。

○説明員(村山松雄君) この特例措置によりまして実際に免許状を取る者の数、それからさらに進んでは、免許状を取った上で教員になる者の数につきましても、これは本人の意思や、それからその当時における教員の待遇、条件その他に左右されるところが非常に大きいと思ひますので、確たる数字の見通しを申し上げることは困難かと存じます。ただ、最大限をいたしまして大学の工学部を出る者は毎年約二万人程度でございます。それから大学で数学を専攻する者は千五百人程度でございます。それから理科を専攻する者は四千人数程度あるわけでございますので、これらの者のうち相当数が、客観

情勢いかんによつては免許状を取り、かつ教員を志望するということは言えると思ひますし、客観情勢の改善ということもあわせて行ないまして、極力多数の者が教員となることによつて、特に高校生生徒急増期間における工業ないし理数科教員の不足を補いたいと考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 なるほどこれを免除したからといって何人出てくるかということとは必ずしも質問だらうと思ひますので、把握しにくいということはおそらくあります。そうすると、現実的に申しますか、あるいは結果的に申しますと、この措置を講じて、あなたが、ただいま御答弁になった他の諸条件の向上が考えられない場合には本法のねらいが満たされない、教員の確保ができない場合もあり得る、こういうことだと思ひます。同時に、今度は反対からいいますと、わざわざ一番重要な基礎教養としての教職課程を軽減するような方法をとつておられるけれども、教員減に対して確保の見通しがなくして法だけは改正した、こういうふうな理解して差しつかえないんじゃないかと思ひますが、いずれともさうです、私の見解通りですね。

○説明員(村山松雄君) 他の条件が改善できなければ、この措置によつて教員になるものが全然ふえないであらうとは考えておらないわけでございます。他の条件の改善をあわせ行なうことによりまして、この措置がますます効果を発揮するのじゃないかという意味で申し上げたわけでございます。工業ないし理数科教員の不足ということは、生徒急増などにとらみ合わせまして、従来の実績からは予想もつかない

ような窮迫した事態が想定されておりますので、あらゆる方法を講じて教員の確保をはかりたいと考えておるわけでございます。もし、かような軽減措置を講じませんと、御承知のように教員が不足であれば、いきなり臨時免許状の助教諭を雇わなければならぬ、はなはだしきは、そういう者も得られない教員の欠陥状態を生ずるおそれがあるわけでございます。そこで、少なくとも大学を出た人であれば、こういう緊急状態には、特に工業のような教科については、教職課程を履修して、なくても正規の教員の資格を与えて、そのような窮迫状態を埋めることが改善の策として必要ではないかという工合に考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 そこで、私は理工系の国公立の諸大学の数と、またさうことで今後の数の見通しについて質問したいと思ひます。本改正案の期待するところの教員を確保したというわけでもない、他の条件の改善が理工系の大学等の卒業者がふえても、民間企業の条件がよかつた際には、単に教職課程を持たぬでも教員になれるから、いきましようという現象にはきわめてなりにくい見通しである、こういうふうな思ひなのですが、

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ大勢の觀察論としてはお説のようなことが成り立ち得ると思ひます。従つて、その反面におきましては、いつも申し上げておるように、教員の待遇改善の課題が当然浮かんできくものと思ひます。その対策とあわせて総合的にやるんでなければ確実な見通しは困難かと思ひます。

○豊瀬一君 ここで私が指摘したいのは、文部省から五月十九日に提出された資料を見ましても、たとえば工業を例にとつて見ますと、昭和三十五年では、工業教員の受職をした者が五百十三人、合格をした者が約半数の二百五十五人、採用された者は百六十五人、希望者は約四倍程度になっておるという事実です。合格者は二倍足らず、少なくとも昭和三十五年においては工業教員希望者あるいは工業教員として合格した者は必要数よりも上回つてゐる、七年、八年、九年となつて参りますと、なるほど多くなつたかと思ひますが、必要になつてくることは論を待ちません。しかし、私はこの数字は何を端的に物語つておるかという、教員不足という実態は、教員になるためには教職課程を履修しなければならぬというところが教員不足の原因ではないかという事です。このことはほんのわずかなパーセンテージを占めておるにすぎない。私の福岡県で希望した人たちに聞いておつても、これはいい考へか悪い考へか知らぬけれども、会社の採用がされない場合は、せめて教員にでもなつてみましようかということを受職をしておる、十月ごろまでに採用が決定すると、実際は教職員として採用しておるためにそちらに行く、これが教員不足の実態です。こういう時期に、こういう実態の中に、また将来、工業教員の必要数がふえてきて、教職課程を免除することによつて教員を確保するといふ考へ方は九牛の一毛にもすぎないし、また、二階の目録の役にも立たない、こういう見通しです。が、教職課程を免除してまで教員を確

保しようという法改正を出されて、この措置によつて実際に教員確保ができなかつた場合には、法改正を提案した文部大臣の責任はきわめて大きなものがあると思ひますが、三年制の教員養成機関の問題にしても、本改正にしても、私は手野郎の話合いで質問の時間がありませんでしたので、ついにこの問題に触れなかつたんですが、これは見通しが誤りました。社会情勢の変化ですと、こういうことで私は過去にない問題と思ひます。少なくとも免許法を改正する以上は、確保についての確固たる自信がなければ法改正はできない、こう思ひますが、その見通しに対する、あるいは結果に対する大臣の責任についてお聞きしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまとしましては、将来のことを的確に予言的には申し上げかねるわけでございます。しかしながら、先ほど来説明員からもお話し申し上げましたように、具体数は申し上げられませんが、教員を獲得する一つの手段である、もちろん万全の措置でないことは御指摘の通りではあります。そういう制度までも考へてこの急務に應ずるのでなければ、当面の責任が果たせない。さらには、新しく大学を卒業する者については、豊瀬さんが特に指摘されるわけですが、私どもは、また一面、一人の性格のゆえに、あるいは何らかの本人をめぐる条件のゆえに、むしろ会社に入りまして、会社をやめて教員になりたいという気持になる人は実際上かなりおるようでございます。むしろそういう人を対象として、この制度も意義があるかと思ひますのでござ

います。いずれにいたしましても、的確な見通しを申し上げることは適切ではないと存じております。しかし、あくまでもこれは便法であり、特に工業高等学校等について教員の充足のきめどが立ちますれば、一年でも早く、これは本来の姿に返すべき性質の応急の便法でございますので、おっしゃるような事態が起きても、それはかえって好ましい事態が生じたことでありまして、その見きわめに基いて、この制度が廃止されるべき段階になることだと理解いたします。

○豊瀬一君 この法改正をしても、教員確保は、結局工業、理数科等の教員確保はできない、こういう結論が出ることは現在の資料からしてわかる。その際にどうするということですが、言葉じりをもって質問したくありませんので、先に進みますが、大臣もよく考えておいていただきたいのは、これは私自身がそうだったので、ある程度片寄った思想を持っておるかもしれないけれども、教育者という労働は、決して一般的な職業に比べて、人から嫌悪される職業ではなくして、むしろある意味においては好ましき職業として、まだ現在でも見られておると思ふ。それが不足するというのは、教員になる手続の不備の問題ではない。結局、教員という仕事よりも現実的に魅力のある仕事があるということだ。この点を大臣は、行政府の長として十分お考えを願いたいと思ふ。

そこで、問題を次に移しますが、いまだききました資料に、昭和三十三年七月、中央教育審議会の「教員養成制度の改善方策について」というのがあります。今日かなりの歳月を経過しておりますので、あるいは時代おくれになつておる点があると思いますが、この中教審の教員養成制度の改善の方策に対して、答申後今日まで、文部省としては中教審に対して、別個に、教員養成制度あるいは教員養成の方法として何らかの諮問をされたことがありません。

○政府委員(小林行雄君) この中央教育審議会の教員養成制度の改善方策についての諮問以外には、特別に、この教員養成制度に対しての諮問はいたしてありません。

○豊瀬一君 そうするならば、三十三年の本答申案は、現在に至るも、なお、文部省としては傾聴するに足る答申であり、この中で自後の諸情勢の変化に伴つて改善すべき、新たに諮問すべき事項が今日までは一応なかった、こういうふうに判断しておられるものと解してよろしいのですか。

○政府委員(小林行雄君) 教員養成の建前からいいますと、やはり原則として教職教育というものは非常に重要であるということを認めて、かような答申になつてゐるものと思つております。

○豊瀬一君 この答申を尊重しておられながら、工業教員養成の法案にいたしまして、免許減免の法案にいたしまして、中央教育審議会に、あらためて具体的な教員養成ないしは確保の当面的問題として諮問をされなかつた理由はいかなるものでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のよう、この答申は三十三年に出たものでございますが、もちろんこれについて、当時いろいろと検討をいたしまして、当時いろいろと検討をいたしまして、この免許制度の改善の答申は、単に免許制度、これは免許制度全般に関する改善の答申でございますけれども、それ以外に、当然、現行のいろいろな大学の諸制度全般について基本問題として関連してゐるところもございまして、また、四年制の大学ばかりでなしに、短期大学の制度等にもいろいろと影響してゐるところがあるわけでございますので、そういった面から大学制度全般についての改善方策に関して、中央教育審議会に諮問いたしました。現在、審議されているところでございますが、この大学制度全般の改善の一環といたしまして、やはりこの教員養成の問題も当然関連されて議論されるというふうに考えているわけでございます。従つて、教員養成のこの答申以外に、特に教員養成だけに限定して、中央教育審議会に諮問をするといふことはいたさなかつたわけでございます。

○豊瀬一君 それならば、本答申案が、なお教員養成制度のあり方にして尊重すべきものという御答弁でございますので、本案について、教職課程を減免するという問題と関連して、一、二質問を行ないたいと思ふ。

本資料の三ページに、「教員養成の基本方針」というのが出されております。この中で、「一般の大学卒業業者で教職教育を欠いている者については、国家検定試験の道を講ずる。」その項と、その前後を通ずる教員養成の基本方針なるものは、教職教育は不可欠であるという答申であると考えますが、いかがでしうか。

○政府委員(小林行雄君) 教員養成自体については中教審にこの答申以外に諮問をしてゐるということはないと思ふ。

○豊瀬一君 そうすると、局長が先ほど御答弁なさつた、新たに中教審に要請しておりますが云々というものは、私の先ほどの免許法に関する質問とは全く関係のないこと、言いかえまして、教員の養成ないしは確保の問題とは関係ない問題で、やはり現段階においても、大臣御答弁の通りに、この中教審の答申を尊重していつておられるものと解釈します。そこで、局長は何かいろいろ御答弁になつたようですが、私はこの教員養成の基本方針全文を通じて、やはり教員の養成は大学でなしに、そうして一般の大学、養成機関でない大学においては教職課程を欠く場合もあるので、国家検定試験をしない、これは用語のてにをは別として、教職課程は不可欠である、国家検定試験等のパスをしないものは教員としては不適格ですよ、こういうおるものと思ふのかもしれませんが、同長はそう考へないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 答申といたしましては、やはりこの教員養成の基本方針にありますが、教職教育といふものが教員養成上大事であると思つてこのようになっておるものと思ふ。今の免許法の一部改正で、工業及び理数の先生について教職科目の緩和といふことを盛り込んでおりますが、これはもちろん教職教育は大事であるけれども、現在の需給のバランスからいって、こういった措置まで講じなくては教員の確保が困難であるといふ趣旨からこの措置を考へておるのでございまして、教職教育が必要でないものであるというふうに私どもは考へておるわけではございません。

○豊瀬一君 どうも局長の答弁は各委員会を通じて私とうまが合いませんが、教職課程は不可欠である、ぜひとも必要であるという意味でしょうと、こゝろ言っているのですが、そうじゃないのですか、すなおに質問を受けとつて、すなおに答えて下さい。

○政府委員(小林行雄君) 教員養成所をきわめて重要なものであるということとをいっていると思います。

○豊瀬一君 よくわかりました。そうすると、新たに中教審に諮問された大学諸制度のあり方についても、先ほどの御答弁のように教員の養成は大学で行なう、この建前だとすれば、教員の養成方法について中教審の答申と異なった形でやりたいというお考えであれば、その中でやるべきものである。その中に具体的にないというところは、この答申を現在も尊重しておられる。そうすると、少なくとも具体的な工業教員養成の問題と、免許法から教職課程を除く問題については、中教審設置の意義、目的からして当然諮問をされ、答申を待つて法案の改正手続をされるべきが政府としては至当の措置と思ひますが、大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう御指摘もあり得ると思ひますが、しかし、また一面、中教審は、それぞれの権威者が慎重に検討されて、今後の教育の基本的なあり方、あるいは理想的な姿を考えていただくのが主眼だろうと思ひるのであります。従つて、昨年の七月に答申されました教員養成の課題に対する中教審の考え方は、本質的に変化がないと思ひわけでありま。

の答申通りになすべきものと思ひのでございませうけれども、そのやり方では現実に教員が得られないという事態に遺憾ながら当面いたしてあります。こゝに生徒急増等のことを考えますれば、何とも、理想はわかりませうけれども、実行不可能に近い、将来にわたつて答申通りの線を充実にいくべきことは当然ではありませうけれども、それまでのつなぎとして当面の必要に應ずる、こゝろいう課題でございませうから、いわば理想的な検討という角度よりも、行政的に、現実の当面の必要に應ずるといふ課題として考えまして、特にあらためて中教審に正式に諮問をするといふことをいたさなかつたわけでございます。

○豊瀬一君 その御答弁はただけませんか。私がこゝでちやうちやうするまでもなく、中教審を設けられた意義、目的、中教審がやつてきた今日までの仕事、特に本答申を出すに際して文部省が諮問した事項を大臣はお説みになりましたか。この文部省が検討すべき問題点として中教審に求めた内容は、ただいまのような学者らしい高遠な理想設計の回答を求めたのでなく、きわめて具体的な、入学者選抜方法とか、あるいは奨学制度とか、あるいは免許状の關係とか、こゝろいう具体的な問題を諮問しておるのです。だからあなたのおっしゃる通りに、中教審に対しては、高遠な、教育基本法をどうしますかとか、あるいは大学制度は何年制度がよいかといふたような、全体系的な、あるいは全分野にわたつた総合基本概念的な諮問でなくて、非

常に具体的なものを幾度文部大臣は求めておられる。従つて、この中教審の答申を尊重すると大臣が冒頭におっしゃつたならば、答申と異なつた方法で教員を養成しよう、ないしは教育を確保したいとお考えの際には、緊急問題として、中教審を尊重されるならば、当然、諮問事項を出して、大体いつごろまでに結論を出してもらいたい、これは行政府として要望できる。それにこたえて中教審が論議をした結果、政府の求めるところまでには答申でございませう、こゝろいう回答もあり得る、また、あり得てよろしいと思ひます。こゝろいう点を考えてみると、当然、工業教員養成の問題と免許法から教職課程を全免するといふ問題は、さきの答申の中に、免許状の取得要件の適正化等の問題まで諮問しておられるのですから、当然、免許法の改正あるいは工業教員の養成については、尊重されるならば、諮問されるのが当然です。もう大體、大臣としては、離尾さん時代と異なつて、中教審はよいし、あつてはまに存在とお考えですか。今の御答弁ではさういふふうに受け取れるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法律に基づいて置かれておる日本の教育に関するいわば最上級の諮問機関でございませうから、これを軽視するなどという意図は毛頭ございませう。先刻も申し上げましたように、あくまでも臨時便法、やむを得ざる方法、手段はいろいろ考へましても、ほかに見当たりませんので、あえてこれを立法することによつて当面の教員不足を補はないといふ

例外的な措置でございませうから、あらためて中央教育審議会に臨時便法について諮問するといふことを、あえてしなかつたというだけでございまして、尊重しないなどということでは毛頭ございませう。

○豊瀬一君 この問題、間もなく終わりますから、くだいようですが、もう一度お尋ねしておきたい。前回諮問なさつた際には、教員免許状の取得要件の適正をはかる必要はないかと、現場の要請との調整をどうするか、先生が足りない場合にはどうするか。非常に具体的な問題を諮問してそれに答申が行なわれておる。尊重されるならば、答申の方針を便法上変えられないのですから、このことをこゝろ改正したいと思ひが意見があれば出してもらいたい。これは答申を変更されるのですから、かなり角度を、便法とは言へ、変えられるのですから、答申した法律に基づいて中教審当事者に対して、どうしても必要があれば期限を切つてでも、このごろまでに答申してもらいたい。これが私は一つの組織機構を尊重する方針で、尊重はするけれども、便法だから聞かなかつた。これは私が四十三年学んだときのロジックには一度もぶつからない問題ですよ。やはり結果的には中教審といふものを無視した、という、大臣がまた気になるでせうが、軽視したと言ひますか、これはそのそしりは免れないのじゃないですか。手落ちがあつたとお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さつきも申し上げましたように、軽視も無視も

する気持は毛頭ございませう。免許法の本則にのつとつて、しかもまた中教審の答申の線に従つて整備充実していく責任は当然感ずるわけでございます。その意味において答申を尊重し、中教審を尊重する態度にまさか変わりはなと思ひます。ただ、さつきも申し上げましたように、それはそれしたいのですけれども、それをやることそれ自体が不可能と申しませう、現実には即しないといふことが予測されることとがきわめて顕著でございませうから、答申そのものは尊重することゝを念頭に置きながら、しばらくの間、例外的な措置を講じていくほかに手がないといふ当面の措置でございませうから、あらためてその便法についての諮問を申し上げないでも、中教審の答申の線それ自体は現存しておるわけでございますから、中教審としても御理解いただけるものと、まあ勝手に判断したようなことでございませうが、あえて軽視する等の私は考えもなかつたわけでございます。

○豊瀬一君 私は政府機関といふものは、かりに法律に基づかなくて、大臣が便法をもつて諮問的な民間等の諸機関を設けられた場合といへども、置いて依頼をして任務を規制した以上は、当該機関に所属すると申すと、これは法律上問題がありませうけれども、一つの任務を心得ている問題については、当然諮問があるのが行政の民主的な運営だと思ひます。私がこゝろいうですけれども、指摘するのは、前にその条項について諮問をしており、答

申がある、それを尊重すると言いな

が、実はあなたの答申の第一項につ

いてはこういふふうに変えたい。第二

項については工業教員の緊急性からこ

ういふふうに変えたい。これは当然う

そにでも尊重するという建前を取らう

とするならば諸問があつてしかるべき

です。それでいささかの手落ちがあ

つたといふことを大臣が認められな

が、どなたに御依頼になつて、どうい
う御回答だったのでしようか。
○説明員(村山松雄君) お尋ねの件
は、大学制度委員会ではなくて学術体
制委員会が検討中の問題であらうかと
考えます。それにつきましては、学術
会議の事務局の方にその資料を得られ
ないかといふことを申し上げましたと
ころ、この問題はまた学術体制委員会
という小委員会において中間報告的に
検討しておる問題であるので、少なく
も、学術会議には総会のほかに運営
審議会というのがあるそうでありま
す。運営審議会までかかないと外部に
対して公表できる段階ではありません
といふことでありまが、運営審議会
は五月二十五日に開催される予定に
なつておるそうでございます。それ
が済んだら資料として求めることがで
きようかと思ひますが、それまでは公
表できないといふこととでございます
で御了承願ひたいと存じます。
○豊瀬慎一君 服部静夫さんを委員長
とする学術体制委員会は、二十五日、
御指摘のように同会議運営審議会が正
式に決定し、その結論を政府へ提出す
る、こういふふうな新聞では報道して
おりますが、政府に提出する意向とい
ふこともその際に察知されましたか。
○説明員(村山松雄君) 学術会議は総
理府の機関でございますので、総理大
臣初め関係各省、文部省には連絡する
といふことを事務局でもって申されて
おりました。
○豊瀬慎一君 外部に発表できない資
料であるので、これを取れなかつたとい
ふことについては御努力を感謝しま

すが、新聞にはどの新聞にも報道して
おりますが、私としては、事務局でな
くて当該体制委員会の服部さんに直接
お尋ねして、概略でもお聞きしたかつ
たのですが、結論的に申しますと、学
術会議の学術体制委員会においても、
新聞の報ずるところでは、教員養成問
題に触れております。そうして私が先
ほどからたびたび指摘しておるよう
な、教員養成は総合大学で行なうべきもの
で、三年制の工業高校には反対だ。こ
れは制度に反対すると同時に、論議の
過程を仄聞しますと、やはり三年間の
課程では、教職単位とか、その他の単
位が切り詰められてくる。これでは現
在の状況の中で十分な教師が養成され
ない、こういう趣旨です。中教審も学
術会議の当該小委員会も、大体日本の
一応傾聴すべき権威ある機関の意向が
そのようになっておる。それであるの
になお免許法を改正して、安易な教員
を確保しよう、これは私はたびたび指
摘いたしましたように、わちをもつか
むという心情はわからぬではありません
ん。しかし、大臣の答弁に、教職課程
を免除するとか、あるいは履修年限を
短縮するといったことで教員確保がで
きるのじゃなくて、一番大きな原因
は、やっぱり諸条件の不完備というこ
と、民間の方が好条件であるというこ
と、その点を再度御考慮いただいて、
大臣の答弁では、十年間もこの程度で
やつていきなさいといふお考えですが、
十年たつと、これは日本の国会制度そ
のものもずいぶん変わつてしましよ
うし、そんな気長いことをおっしゃら

して、やっぱり大学の中で教職課程を
完全に履修させて、そうして教員を確
保する、この体制の中に一日も早く戻
してもらうようにお願いしておきたい
と思ひます。
最後に一つだけ。現職教育につきま
して、前回の委員会で、大臣は、現職
教育を行ないます。こうおっしゃつて
います。が、きよりの御答弁では、三十
六年度の予算が組んでないので申しわ
けないがといふ、少し声が小さくなつ
ておつたようですね。三十六年度につ
いては予算を組んでおられませんか
ら、とやかく言ひませんが、村山課長
にお尋ねしたいのですが、教職課程の
履修に対する現職教育について、一応
免許法を改正して、工業全免、理数科
半減といふ、この具体的な措置の中か
ら、どういふ現職教育を行ないたいと
いうプランでしようか。
○説明員(村山松雄君) 実はこの特例
によつて、免許を取得した者に対する
現職教育としては特に現在計画したも
のはございませんで、将来必要に応じ
まして、ぜひ計画したいと考えておる
わけでございますが、現在そのほかに
一般的に現職教育といふものはいろい
ろの方法でやつておることは御承知の
通りであります。例をあげますと、大
学でやつておられます通信教育、それか
ら単位修得試験、それから都道府県な
いはは大学がやつておられます認定講習
といったような方法があるわけござ
います。特に通信教育と、それから認
定講習とは、おのづからの性質上、教
職課程の教育に重点が置かれておりま

す。従ひまして、現在の現職教育の仕組
みの中でも、教職課程の単位をとるこ
とは可能であるわけでございます。そ
ういふ方法も極力活用いたしますし、
それで足らなければ、特別の現職教育
もぜひ考えたい、かように考えている
わけでございます。
○豊瀬慎一君 文部大臣は、三十六年
度はお粗末でしたけれども、七年度か
ら現職教育をやりたいと、こうおつ
しゃつたようですが、私はその意図を
善意に解しまして、やはり教職課程を
行なつていないで教員になつたものに
ついては、少なくとも一年間程度の間に
免許法施行規則の第六条の定め等の充
実が行なわれる、その構想をお持ちだ
と、こういふふうな考へておつたので
すが、そうじゃないのですか。大臣、
もう一度御答弁願ひます。
○國務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻も
答へましたように、本来ならば本年
度予算措置も講じて、具体的にいつか
らどういふ内容のことを実施するとい
うことが当然考えられ、準備されてお
くべきものであつたのでございま
すが、この点はいささか手落ちでござ
いました。従つて、本年度既定予算を差
繰つて、はたしてどの程度のことがで
きるかといふことも、まだ今後の検討
に待たざるを得ませんけれども、三十
七年度には必ず予算措置を講じまし
て、おつつけそのことは具体的に検討
を必要とすると思ひますが、そうい
ふ誠意ある努力をいたしまして、欠陥を
補ひたいといふことを先刻も申し上げ
たつもりでございます。

○委員長(平林剛君) ちよつと速記をとめて。

午後五時三十六分速記中止

午後六時四十三分速記開始

○委員長(平林剛君) 速記を起こして下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十四分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)

一、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)

一、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつ

て児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて、国民の食生活の改善に寄与することを目的とする。

第四条を次のように改める。

(学校給食の実施)

第四条 国立又は公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施するように努めなければならない。

(栄養士等の設置)

第四条の二 国立及び公立の義務教育諸学校には、栄養士及びもつぱら学校給食に従事する職員を置かなければならない。ただし、特別な事情があるときは、栄養士を置かないことができる。

第六条第一項中「運営に要する経費のうち政令で定めるもの」を「運営に要する経費のうち栄養士の給料その他の給与(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する給料その他の給与をいう。以下同じ。)に要するもの及び政令で定めるもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公立の義務教育諸学校に關しては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち栄養士の給料その他の給与に要するものの十分の八は、国庫の負担とする。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項本文に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、国立又は公立の義務教育諸学校にあつては国庫の負担とし、私立の義務教育諸学校にあつては学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者(以下単に「保護者」という。)の負担とする。

第七条を次のように改める。

(国の補助)

第七条 国は、学校給食を実施する私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、学校給食を受ける私立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前条第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除。

第十三条中「規定するもののほか、」の下に「学校給食の実施基準、」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の地方財政法(昭和二十二年法律第百九号)第十条第一号の四の規定中学校給食費に関する部分は、昭和四十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 公立の義務教育諸学校に置かれる

会計年度	学校の種類	
	小 学 校	中 学 校
昭和三十一年度	十分の六	十分の五
昭和三十一年度	十分の七	十分の六
昭和三十一年度	十分の七	十分の七

4 国立又は公立の義務教育諸学校における学校給食費(改正後の法律第六條第二項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。)は、同項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までの間は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)第二十二條第一項に規定する保護者(以下単に「保護者」という。)の負担とする。

5 国は、学校給食を受ける国立又は公立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十一年度においては十分の六、昭和三十一年度においては十分の七、昭和三十一年度においては十分の八、昭和四十一年度においては十分の九を補助するものとする。

6 国は、改正後の法律第七條第二項の規定にかかわらず、学校給食を受ける私立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、同条第一項の規定によりその負担する経費につき、

る栄養士の給料その他の給与(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する給料その他の給与をいう。)に要する経費に対する国庫の負担率は、この法律による改正後の学校給食法(以下「改正後の法」という。)第六條第一項ただし書の規定にかかわらず、小学校に關しては昭和三十一年度、中学校に關しては昭和三十一年度までは、学校の種類及び会計年度に応じ、次の表に定めるところによる。

昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

7 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く）施行前の開設に係る学校給食のその開設に必要な施設又は設備に要する経費に対する補助に關しては、なお従前の例による。

8 国は、学校給食費（附則第五項の規定による国の補助に係る部分を除く）に關し、この法律による改正前の学校給食法第七條第二項の規定の例により補助することができる。

9 国は、国立及び公立の義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設及び設備が昭和四十一年三月三十一日までに整備されるように措置するものとする。

（地方財政法の一部改正）

10 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十條中第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 義務教育諸学校における学校給食の施設及び設備に要す

る経費、栄養士の給料その他の給与に要する経費並びに学校給食費

夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律の一部を改正する法律案

夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律の一部を改正する法律

第六條中「夜間課程を置く」を「夜間学校給食を実施する」に、「開設に必要な施設又は」を「実施に必要な施設及び」に、「一部を補助することが」を「二分の一を補助するものとする。」に改め、同條に次の一項を加える。

2 国は、夜間学校給食を受ける生徒に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前條第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

2 国は、夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律（昭和三十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前の開設に係る夜間学校給食のその開設に必要な施設又は設備に要する経費に対する補助に關しては、なお従前の例による。

3 国は、この法律による改正後の夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律第六條第二項の規定にかかわらず、夜間学校給食を受ける生徒に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律第五條第二項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園及び高等部における学校給食に關する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園及び高等部における学校給食に關する法律の一部を改正する法律案

給食に關する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園及び高等部における学校給食に關する法律（昭和三十一年法律第一百八号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「負担する者をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第五條の二 国は、学校給食を実施する公立又は私立の盲学校、聾学校又は養護学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前條第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 国は、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園及び高等部における学校給食に關する法律第五條の第二項の規定にかかわらず、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十二條第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園及び高等部における学校給食に關する法律第五條第二項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 給付（第二十条―第二十五条の七）」を「第二節 給付（第二十条―第二十五条）」に改める。

第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第四級	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満

第五級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第六級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第七級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第九級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第十級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第十一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第十四級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第十五級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第十六級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第十七級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第十八級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第十九級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
第二十級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
第二十一級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満
第二十二級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第二十三級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第二十四級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
第二十五級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第二十六級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	

第二十三条第一項中「六十分の一に相当する額とし」の下に「平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に相当する額とし」を加える。

第二十五条を次のように改める。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付、休業給付、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)第二

条(第一項第一号、第五号及び第六号を除く)、第四十一条第一項、第四十三条から第九十五条まで(第四十六条第一項、第五十条並びに第七十二条第二項及び第三項を除く)、第九十七条、第九十二条第一項及び第三項並びに別表第一から別表第四までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうちで同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第二十一条第四号	職員	組合員
第四十一条第一項	組合(長期給付で連合会加入組合に属するものにあつては、連合会。以下この条、第七十五七条、第四十八条、第七十五七条、第八十一条第三項、第九十五七条、第九十二条第二項、第九百九条第二項、第九百九条及び第九百九条において同じ。)	組合
第四十七条第二項	前項の場合において、その保険医	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又はその学校法人等又は保険医
第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
第五十四条第一項	公務	職務
第五十五条第一項第一号	組合(連合会加入組合にあつては、連合会を含む。)	組合
第五十五条第二項	運営規則	業務方法書
第五十九条第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。
第六十一条第一項及び第三項	俸給	標準給与の月額
第六十三条第一項	公務	職務
第六十六条第一項	俸給	標準給与の月額
第六十六条第二項	俸給	標準給与の月額
第六十七条第一項	俸給	標準給与の月額
第六十八条	俸給	標準給与の月額

第六十八條第三号	公務	職務
第六十八條第五号	運営規則	業務方法書
第六十九條	俸給	給与
第七十條	俸給	標準給与の月額
第七十一條	俸給	標準給与の月額
第七十六條第二項	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十六條第三項第一号	百分の七十	百分の六十
第七十六條第三項第二号	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十九條第四項	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十九條の二第三項第二号	俸給	平均標準給与の月額
第八十條第二項第一号	俸給日額	平均標準給与の日額
第八十一條第一項	公務	職務
	公務傷病	職務傷病
	公務	職務
	公務傷病	職務傷病
第八十一條第二項	国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五條の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二條第一項第一号の規定による療養補償費
第八十一條第三項	国家公務員共済組合審査会	審査会
第八十二條第一項及び第二項	公務	職務
	俸給年額	平均標準給与の年額

第八十三條第四項及び第五項	公務	職務
第八十三條第六項	俸給日額	平均標準給与の月額
第八十四條	俸給の額	平均標準給与の月額
第八十四條	公務	職務
第八十四條第二項	公務傷病	職務傷病
第八十六條	公務	職務
	国家公務員災害補償法第十三條の規定による障害補償又はこれに相当する補償	労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費
第八十七條第一項	俸給年額	平均標準給与の年額
第八十七條第二項	公務	職務
第八十八條第一項第一号	公務	職務
第八十八條第一項第二号	公務傷病	職務傷病
第八十八條第一項第三号	公務傷病	職務傷病
第八十八條第一項第四号	公務	職務
第八十八條第二項	俸給年額	平均標準給与の年額
第八十八條第二項	俸給年額	平均標準給与の年額
第九十二條	国家公務員災害補償法第十五條の規定による遺族補償又はこれに相当する補償	労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費
	俸給年額	平均標準給与の年額

第九十三条第一項	公務傷病	職務傷病
第九十三条第二項	俸給日額	平均標準給与の日額
第九十七条第一項	組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれに相当する処分を除く。）を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

別表第三

第二十五条の二から第二十五条の七までを削る。
附則第二十項及び附則第二十一項を削り、附則第二十二項を附則第二十項とし、附則第二十三項から附則第三十三項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を削る。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第二条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中昭和三十年四月分以降を「昭和三十一年一月分以降」に改める。

第二条中「五十歳」を「五十五歳」に改める。

別表を次のように改める。

改正前の年金額	改定年金額
三〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	四五、七五〇円
三一、〇〇〇円	四六、五〇〇円
三一、五〇〇円	四七、二五〇円
三二、〇〇〇円	四八、〇〇〇円
三二、五〇〇円	四八、七五〇円
三三、〇〇〇円	四九、五〇〇円
三三、五〇〇円	五〇、二五〇円
三四、〇〇〇円	五一、〇〇〇円
三四、五〇〇円	五一、七五〇円
三五、〇〇〇円	五二、五〇〇円
三五、五〇〇円	五三、二五〇円

三六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
三六、五〇〇円	五四、七五〇円
三七、〇〇〇円	五五、五〇〇円
三七、五〇〇円	五六、二五〇円

附則

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

2 この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十二条第二項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二条第五項の規定を適用する。

（長期給付に関する経過措置）

3 新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次項から附則第十六項までに定めるところによる。

（定義）

4 次項から附則第十六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧長期組合員 この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（恩給財団における従前の例による者を含む。）をいう。

二 恩給財団における従前の例による者 旧法附則第二十項の規定により恩給財団（同法附則第十一項の恩給財団をいう。以下附則第八項第二号において同じ。）における従前の例（以下「恩給財団における従前の例」という。）によることとされている者をいう。

三 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四 更新組合員 施行日の前日に旧長期組合員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）

5 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

（更新組合員に対する退職給付に関する経過措置）

6 組合員であつた期間が十五年以上二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつたものが退職（新法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下同じ。）した場合においては、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

7 昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新組合員で次の表の上欄に掲げるものが組合員であつた期間二十年未満で退職した場合において、その者の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員であつた期間に同年一月一日まで引き続き文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員であつた期間を除く。）を算入するとしなければ、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十
明治四十二年一月一日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年
明治四十三年一月一日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年

8 更新組合員に対する退職年金の額は、第一号から第三号までに掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合計額とする。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）二十年に達するまでの年数については一年につき平均標準給与の年額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の年額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。以下この号及び次項第一号において同じ。）の六十分の一に、二十年をこえる年数については一年につき平均標準給与の年額の九十分の一に、それぞれ相当する金額

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間（昭和二十

八年十二月三十一日以前において、恩給財団の加入教職員であつた期間を含む。以下この号、附則第十項第二号及び附則第十二項第二号において同じ。）次により計算した金額

イ 施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が十五年以上の者については、恩給財団における従前の例により計算した年金額から従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

ロ 施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が八年以上十五年未満の者については、四千万に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を乗じて得た金額から恩給財団における従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

三 長期組合員であつた期間 前各号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数につ

明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十八
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十九

二 旧法の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び旧長期組合員となつた更新組合員 前項第一号の規定により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び旧長期組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を平均標準給与の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額）は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

10 退職年金の額のうち次の各号に掲げる部分の金額については、そ

れぞれ当該各号に定めるところにより、その支給を停止する。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）に係る部分の金額 五十歳に達するまで、その支給を停止する。

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間に係る部分の金額 四十五歳に達するまで、その十分の三の金額の支給を停止する。

11 旧長期組合員であつた期間が六

一年以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

12 更新組合員に対する退職一時金に係る新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八

を施すに必要な特殊学級を置かな

第九十三条中第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二條第一項、第三十九條第一項及び第七十四條に規定する養護学校における就学義務及びその設置義務に関する部分の規定は昭和四十一年四月一日から、これらの条に規定する盲学校及び聾学校における就学義務及びこれらの学校の設置義務に関する部分の規定は政令で定める日から、それぞれ施行する。

第九十條の次に次の二條を加える。

第百十一條 都道府県は、第七十四條に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定が施行されるまでは、その区域内の学令児童及び学令生徒の数に応じ、政令の定めるところにより、一以上の養護学校を設置しなければならない。

第百十二條 市町村は、第七十五條の二の規定が適用されるまでは、その区域内の学令児童及び学令生徒の数に応じ、政令の定めるところにより、その設置する小学校及び中学校のそれぞれ一以上に、特殊学級を置かなければならない。ただし、その設置する小学校又は中学校に、第七十五條第一項各号の一に該当する学令児童又は学令生徒がいなるときは、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第七十五條の二の規定は昭和四十六年四月一日から、新法第百十一條及び第百十二條の規定は昭和三十七年四月一日から、それぞれ適用する。

昭和三十六年六月二日印刷

昭和三十六年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

月一日から、新法第百十一條及び第百十二條の規定は昭和三十七年四月一日から、それぞれ適用する。

3 新法第百十二條の規定は、町村については、昭和四十一年三月三十一日までは、その区域内の学令児童及び学令生徒の数に応じ、政令で定めるところにより、適用しないものとする。ことができる。

4 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項の表中「学校教育法第七十五條」を「学校教育法第七十五條第一項」に改める。

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案

右の議案を發議する。

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他心身に故障のある児童及び生徒並びに疾病により療養中の児童及び生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「特殊学級」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五條第一項に規定する特殊学級をいう。

（国の任務）

第三條 国は、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育（以下「特殊学級教育」という。）の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が次の各号に掲げるような方法によつて特殊学級教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 特殊学級教育の振興に関する総合計画を樹立すること。

二 特殊学級教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。

三 特殊学級教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。

四 特殊学級教育に従事する職員の見職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

（教員の定員及び待遇）

第四條 地方公共団体は、特殊学級教育の特殊性に基づき、公立の小学校及び中学校において特殊学級教育に従事する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講じなければならない。

（国の補助）

第五條 国は、特殊学級を置く小学校又は中学校を設置する地方公共団体に対し、特殊学級教育に必要な施設及び設備で政令で定めるものに要する経費の五分の四を補助する。

（政令への委任）

第六條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 第五條中「五分の四」とあるのは、昭和三十八年三月三十一日までの間に要する経費については「五分の三」と、同年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に要する経費については、小学校における特殊学級教育に關しては「五分の三」、中学校における特殊学級教育に關しては「十分の七」と、同年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に小学校における特殊学級教育に關して要する経費については「十分の七」と、それぞれ読み替へるものとする。